

松塩地区広域施設組合
循環型社会形成推進地域計画

松本市

塩尻市

山形村

朝日村

松塩地区広域施設組合

令和元年 11 月 29 日

令和 3 年 2 月 26 日変更

令和 4 年 1 月 7 日変更

令和 4 年 12 月 13 日変更

目 次

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向	1
(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	3
(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容	3
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標	4
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	4
(2) 一般廃棄物等の処理の目標	7
3. 施策の内容	12
(1) 発生抑制、再使用の推進	12
(2) 処理体制	24
(3) 処理施設等の整備	30
(4) 施設整備に関する計画支援事業	30
(5) その他の施策	32
4. 計画のフォローアップと事後評価	36
(1) 計画のフォローアップ	36
(2) 事後評価及び計画の見直し	36

【様式】

- ・様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1
- ・様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2
- ・様式3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧
- ・参考資料 様式2 施設概要（エネルギー回収施設系）
- ・参考資料 様式5 施設概要（最終処分場系）
- ・参考資料 様式7 計画支援概要

【添付資料】

- ・添付資料1 対象地域図
- ・添付資料2 目標の設定に関するグラフ等
- ・添付資料3 分別区分説明資料
- ・添付資料4 現有施設の概要

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名：松塩地区広域施設組合（松本市、塩尻市、山形村、朝日村）

面積：1,364.25km²

人口：319,257人（令和元年10月1日現在）

（内訳）

（令和元年10月1日現在）

市村名	松本市	塩尻市	山形村	朝日村
面積（km ² ）	978.47	290.18	24.98	70.62
人口（人）	238,835	67,207	8,677	4,538

(2) 計画期間

本計画は、令和2年度から令和7年度までの6年間の計画期間とし、計画目標年度を令和8年度とする。

なお、目標の達成状況や社会・経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

松塩地区広域施設組合（以下「本組合」と称す。）は、松本市、塩尻市、山形村、朝日村の2市2村（以下「構成市村」と称す。）で構成され、長野県の中西部に位置し、「松本クリーンセンター」が位置する松本市の西縁部は岐阜県と接している。

本組合の面積は約1,364km²、人口は319,257人（令和元年10月1日現在）であり、面積では長野県の約10%、人口では約16%を占めている。

組合の中でも人口の約74%を占める松本市は、市の東部に標高2,000mの美ヶ原高原を臨み、西部には標高3,000m級の峰々が連なる北アルプスの山岳が広がり、日本の屋根と呼ばれる山岳地帯や、松本平と呼ばれる肥沃な盆地と多彩な地勢となっている。最近ではソフトウェア産業の振興が図られ、「情報、食料及び電子」の3分類で、製造品出荷額等の半分を占めている。また、松本城をはじめ観光資源が豊かである。

塩尻市は、松本盆地の南端、長野県のほぼ中央に位置し、市内には信濃川水系の奈良井川と田川、天竜川水系の小野川が流下し、塩尻峠と善知鳥峠、鳥居峠は、太平洋と日本海への分水嶺となっている。精密機械、電気機械、一般機械製造の各種工場が立地し、交通の利便性等の地理的優位性を背景に進展しており、農業中心都市から工業都市への変ぼうがみられる。

山形村は、松本市の南に隣接し、清水高原と田園空間に代表される緑豊かな自然を有している。東部には特産の長いも畑が広がり、長いもやスイカ、ネギなどの野菜とリンゴなどの果樹の生産を主体とした特色ある農業の村として発展している。

朝日村は、東は塩尻市、北は松本市、山形村、西は松本市に接し、日本の屋根と呼ばれる北アルプスと中央アルプスの接点に位置する鉢盛山 2,447m を背にして、北東面に緩やかに傾斜しつつ扇状に台地が広がっている。農業を基幹産業として発展し、レタス、キャベツ等高原野菜の特産地である。

本組合が位置する松本市は内陸性気候であり、平成 22 年から令和元年の過去 10 年間の平均をみると最低気温が -12.7°C 、最高気温が 36.9°C と日較差が大きく、年間降水量は $1,074.3\text{mm}$ と比較的少ない。

構成市村のごみ処理については指定ごみ袋指定制度の導入、塩尻市、山形村、朝日村ではごみの有料化、生ごみ処理機器等の利用促進及び各種啓発活動など、家庭系ごみの発生抑制、排出抑制を中心に様々な取組みを実施している。また、資源物については分別の細分化などによる資源化の推進とともに、ごみの適正処理に努めている。

本組合のごみの年間排出量は平成 25 年度から平成 30 年度までは減少傾向にあったが、令和元年度では増加に転じており、1 人 1 日当たりの排出量も同様の傾向を示している。

今後も、家庭系ごみについては、食品ロス削減を中心とした各取組みとともに「松本クリーンセンター」の啓発施設の活用などにより、ごみの発生抑制・排出抑制を図っていく。

一方、事業系ごみについては、これまでの減量対策により平成 30 年度までは減少傾向にあったものの、令和元年度は増加に転じていることから、発生抑制・排出抑制の更なる取組みについて、今後も推進・指導を図ることとする。

本組合は、平成 10 年度に竣工した松本クリーンセンター（焼却施設：全連続焼却式焼却炉 150t/24h \times 3 炉、リサイクルプラザ：35t/5h）及び平成 16 年度に竣工した容器包装プラスチックリサイクル施設（11t/5h）を有している。

また、塩尻市・朝日村の焼却施設（旧塩尻・朝日衛生施設組合「塩尻クリーンセンター」）の跡地は、平成 29 年度に塩尻市と朝日村から松本クリーンセンターへ可燃ごみの運搬を行うため、本組合の「中継施設」として整備した。

構成市村の可燃ごみは、松本クリーンセンターで焼却処理後、焼却灰等は各構成市村、民間業者により埋立処分または資源化処理を行っている。資源物、不燃ごみや有害ごみ等は、各構成市村が適正に処理しており、一部は松本クリーンセンターにて処理している。

松本クリーンセンターは平成 26 年度から平成 29 年度にかけて基幹的設備改良工事を実施し、処理能力の回復を図ったところであるが、稼働年数の経過に伴う諸設備の老朽化及び効率性の低下による維持補修費の増加等が懸念される。

また、近年頻発している地震、豪雨等様々な災害時における安全かつ安定的な施設の稼働及び災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は重要であり、廃棄物処理システムとしての強靱性が要求されている。

さらに、安全かつエネルギーの供給の途絶えない施設は地域の防災拠点としての立地も期待される。

以上のことより、本組合は令和 11 年度を目途に「松本クリーンセンター」を更新し、循環型社会の構築に向けてより一層、廃棄物の適正処理とリサイクルに努め、災害に強い施設を整備する方針である。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

長野県では、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減対策及びごみ処理施設の効率的な運営とごみ発電等余熱利用の効率的推進によるエネルギーの有効活用等の側面から、市町村のごみ処理施設の広域化を推進する「長野県ごみ処理広域化計画」（平成 11 年 3 月）を策定した。（令和 3 年 4 月改訂）

平成 24 年 4 月から「松本西部広域施設組合」と「塩尻・朝日衛生施設組合」が統合し、新たに「松塩地区広域施設組合」として焼却施設の集約化を図り、構成市村のごみを共同処理しているところである。

また、現在各構成市村において行っている不燃ごみや資源物の処理の一元化を視野に検討を重ねる。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう、パンフレットや施設見学時に啓発・情報提供を行っている。

本組合では、平成 17 年 4 月から松本市と山形村が分別収集する容器包装プラスチックを組合施設で選別・圧縮梱包した後、容器包装リサイクル法に基づく指定法人に再商品化を委託している。令和 5 年度からは容器包装プラスチックに加え、現在焼却処理を行っている製品プラスチックを一括回収し、同施設で選別・圧縮梱包した後、指定法人に引き渡す。分別の基準についてはプラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引きと同施設の機械能力等を踏まえて決定する。

なお、塩尻市、朝日村では従来から容器包装プラスチックを民間施設で選別・圧縮梱包した後、指定法人に再商品化を委託しているが、製品プラスチックは当面の間可燃ごみとして焼却処分を継続し、今後、分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和元年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 2-1 に示すとおりである。
各構成市村の処理状況フローは図 2-2～図 2-5 に示すとおりである。

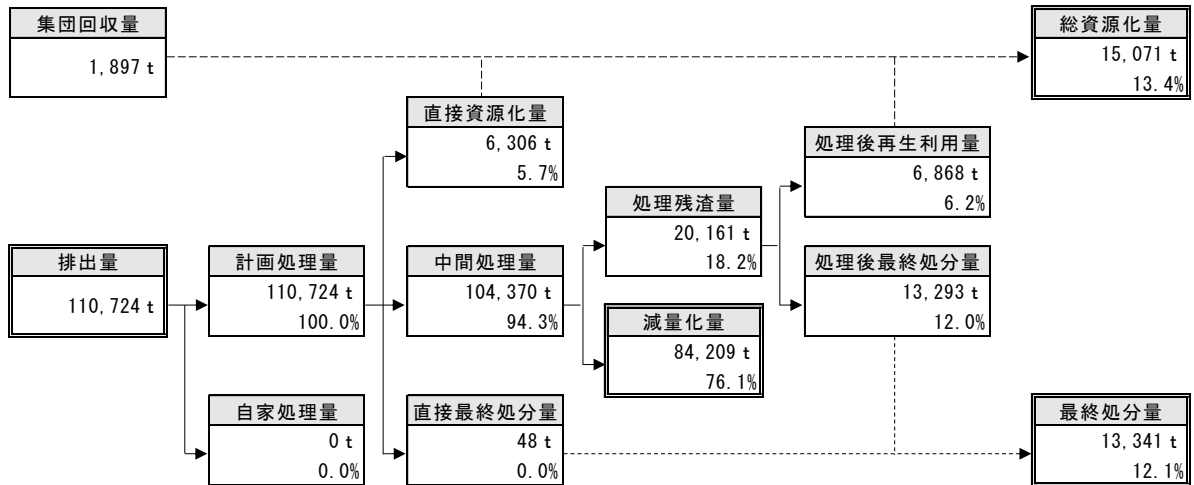


図 2-1 一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度・組合）

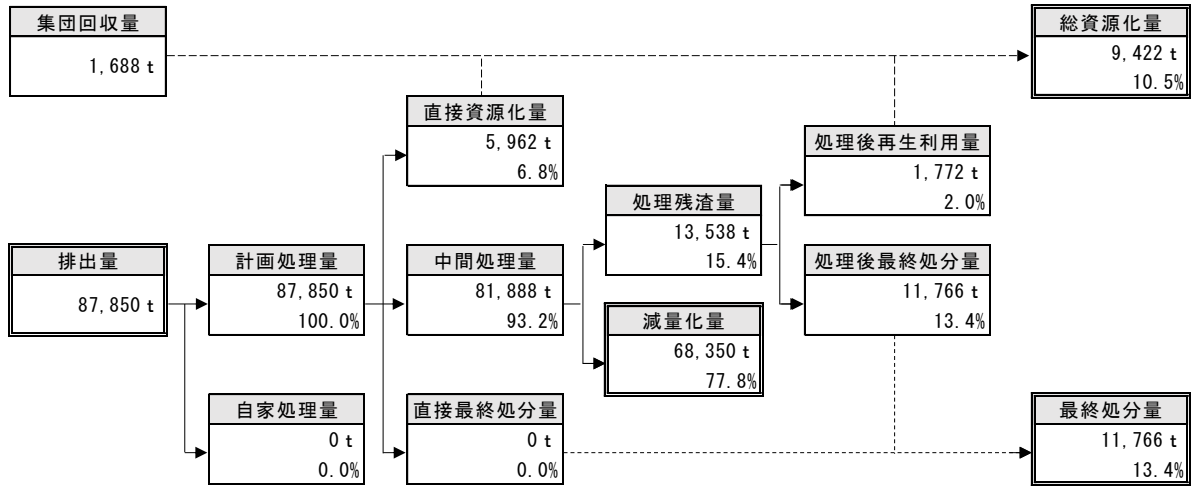


図 2-2 一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度・松本市）

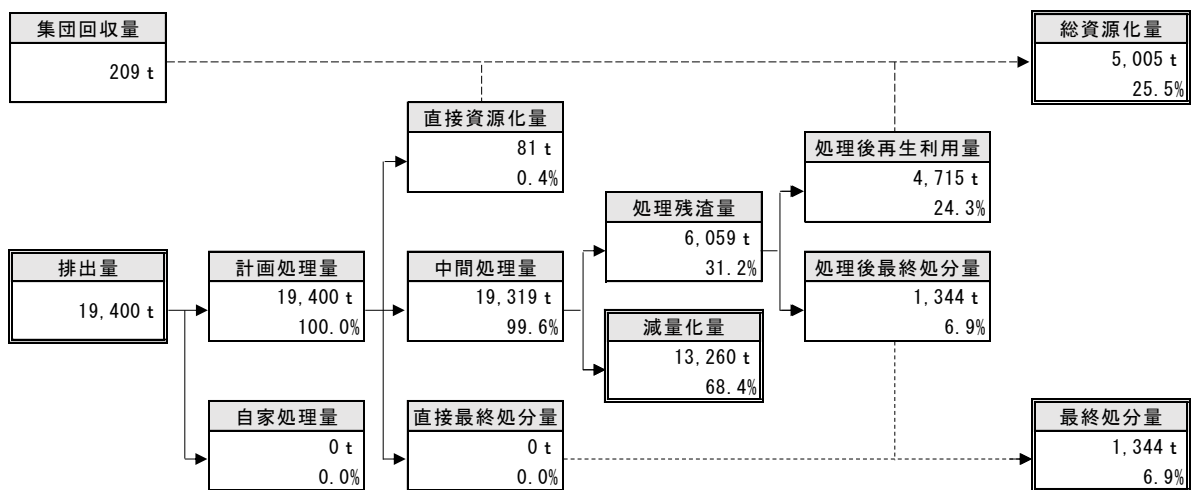


図 2-3 一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度・塩尻市）

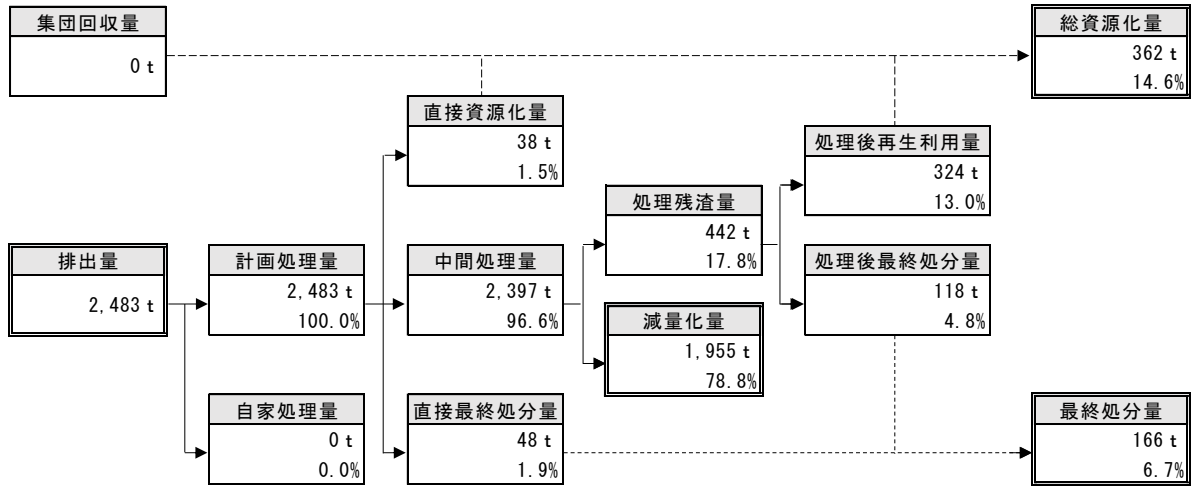


図 2-4 一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度・山形村）

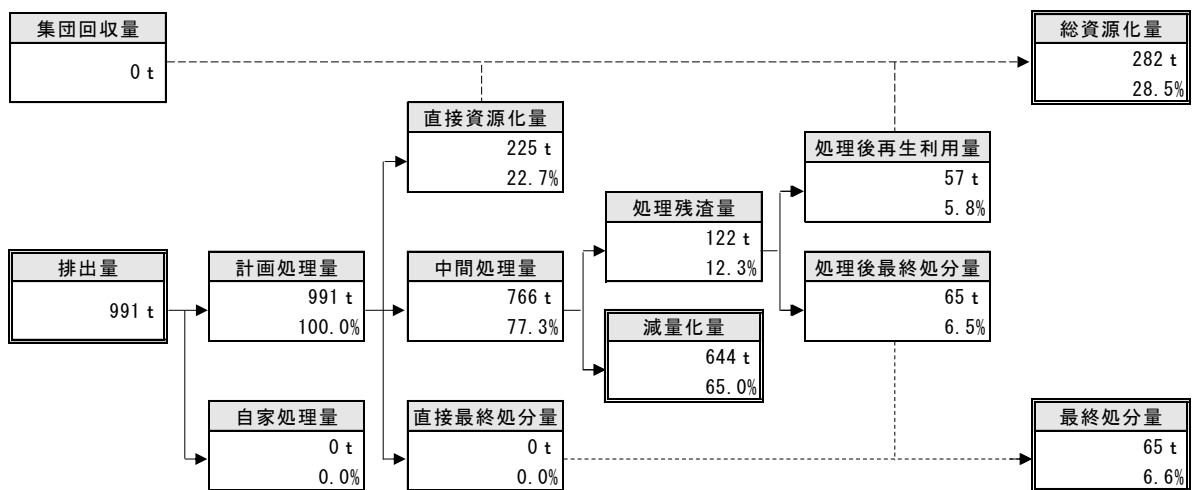


図 2-5 一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度・朝日村）

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表2-1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

各構成市村の目標達成時の処理状況フローは図2-7～図2-10に示すとおりである。

表 2-1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状（割合※ ¹ ） （令和元年度）	目標（割合※ ¹ ） （令和8年度）		
排出量	事業系	総排出量	49,654トン	44,275トン	(-10.8%)
		1事業所当たりの排出量※ ²	3.1トン/事業所	2.7トン/事業所	(-12.9%)
	生活系	総排出量	61,070トン	55,842トン	(-8.6%)
		1人当たりの排出量※ ³	154kg/人	144kg/人	(-6.5%)
	合計	事業系生活系排出量合計	110,724トン	100,117トン	(-9.6%)
再生利用量	直接資源化量	6,306トン	(5.7%)	5,753トン	(5.7%)
	総資源化量	15,071トン	(13.4%)	14,644トン	(14.3%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量及び熱利用量）	40,407MWh		36,234MWh	
最終処分量	埋立最終処分量	13,341トン	(12.1%)	11,706トン	(11.7%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合
 ※2 (1事業所当たりの排出量) = [(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)] / (事業所数)
 ※3 (1人当たりの排出量) = [(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)] / (人口)

《用語の定義》
 排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。） [単位：トン]
 再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]
 エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh] 及び熱利用量 [単位：GJ]
 減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位：トン]
 最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

表 2-2 補足 市村ごとの減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状 (割合※ ¹) (令和元年度)	目標 (割合※ ¹) (令和8年度)	
松 本 市	事業系	総排出量	41,390トン	35,741トン (-13.6%)
		1事業所当たりの排出量※ ²	3.2トン/事業所	2.8トン/事業所 (-12.5%)
	生活系	総排出量	46,460トン	42,535トン (-8.4%)
		1人当たりの排出量※ ³	163kg/人	155kg/人 (-4.9%)
	合計	事業系生活系排出量合計	87,850トン	78,276トン (-10.9%)
	直接資源化量		5,962トン (6.8%)	5,401トン (6.9%)
	総資源化量		9,422トン (10.5%)	8,757トン (10.9%)
	埋立最終処分量		11,766トン (13.4%)	10,267トン (13.1%)
塩 尻 市	事業系	総排出量	7,216トン	7,216トン (0.0%)
		1事業所当たりの排出量※ ²	2.5トン/事業所	2.5トン/事業所 (0.0%)
	生活系	総排出量	12,184トン	11,245トン (-7.7%)
		1人当たりの排出量※ ³	124kg/人	110kg/人 (-11.3%)
	合計	事業系生活系排出量合計	19,400トン	18,461トン (-4.8%)
	直接資源化量		81トン (0.4%)	88トン (0.5%)
	総資源化量		5,005トン (25.5%)	5,226トン (28.0%)
	埋立最終処分量		1,344トン (6.9%)	1,237トン (6.7%)
山 形 村	事業系	総排出量	809トン	1,095トン (35.3%)
		1事業所当たりの排出量※ ²	2.7トン/事業所	3.7トン/事業所 (37.0%)
	生活系	総排出量	1,674トン	1,350トン (-19.3%)
		1人当たりの排出量※ ³	176kg/人	141kg/人 (-19.9%)
	合計	事業系生活系排出量合計	2,483トン	2,445トン (-1.5%)
	直接資源化量		38トン (1.5%)	50トン (2.1%)
	総資源化量		362トン (14.6%)	392トン (16.0%)
	埋立最終処分量		166トン (6.7%)	141トン (5.8%)
朝 日 村	事業系	総排出量	239トン	223トン (-6.7%)
		1事業所当たりの排出量※ ²	1.9トン/事業所	1.8トン/事業所 (-5.3%)
	生活系	総排出量	752トン	712トン (-5.3%)
		1人当たりの排出量※ ³	115kg/人	114kg/人 (-0.9%)
	合計	事業系生活系排出量合計	991トン	935トン (-5.6%)
	直接資源化量		225トン (22.7%)	214トン (22.9%)
	総資源化量		282トン (28.5%)	269トン (28.7%)
	埋立最終処分量		65トン (6.6%)	61トン (6.6%)

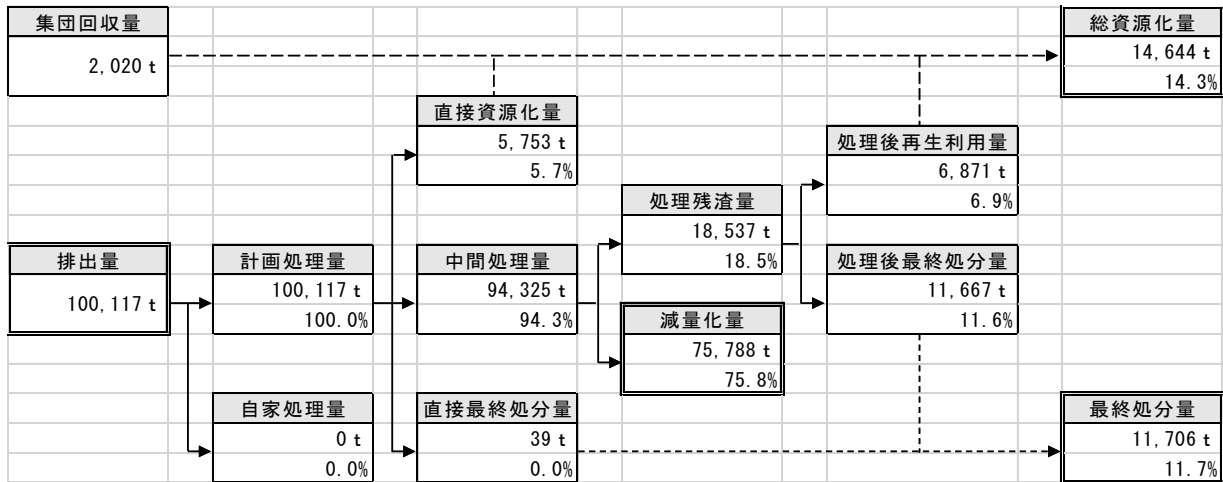


図 2-6 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和8年度・組合）

注) 小数点以下を四捨五入しているため、合計があわない場合がある。

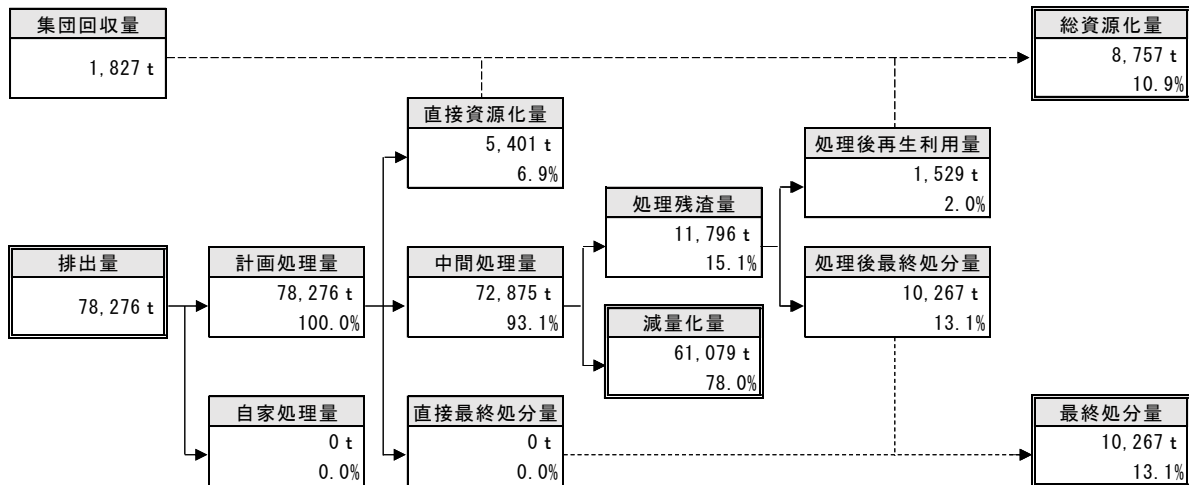


図 2-7 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和 8 年度・松本市）

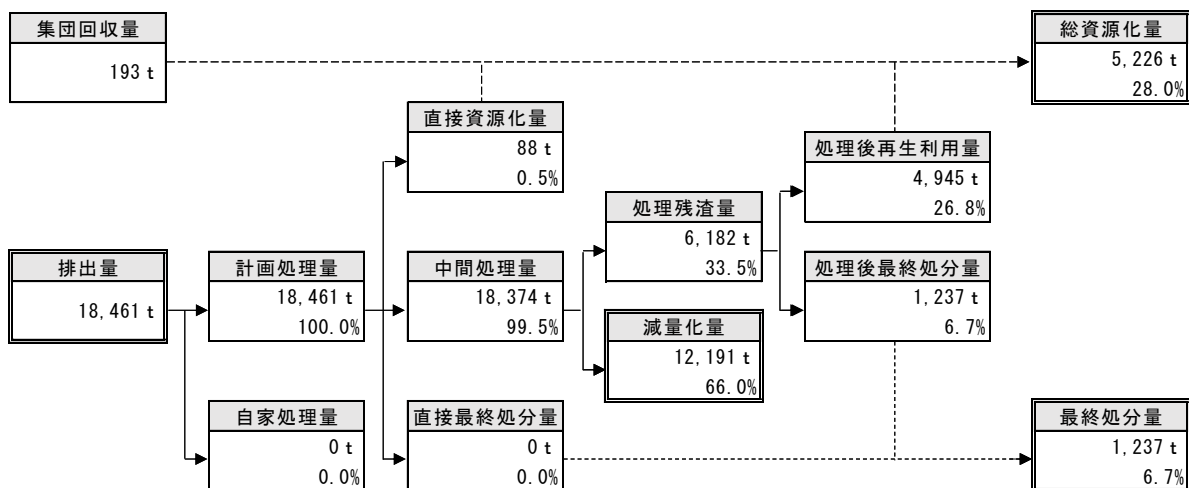


図 2-8 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和 8 年度・塩尻市）

注) 小数点以下を四捨五入しているため、合計があわない場合がある。

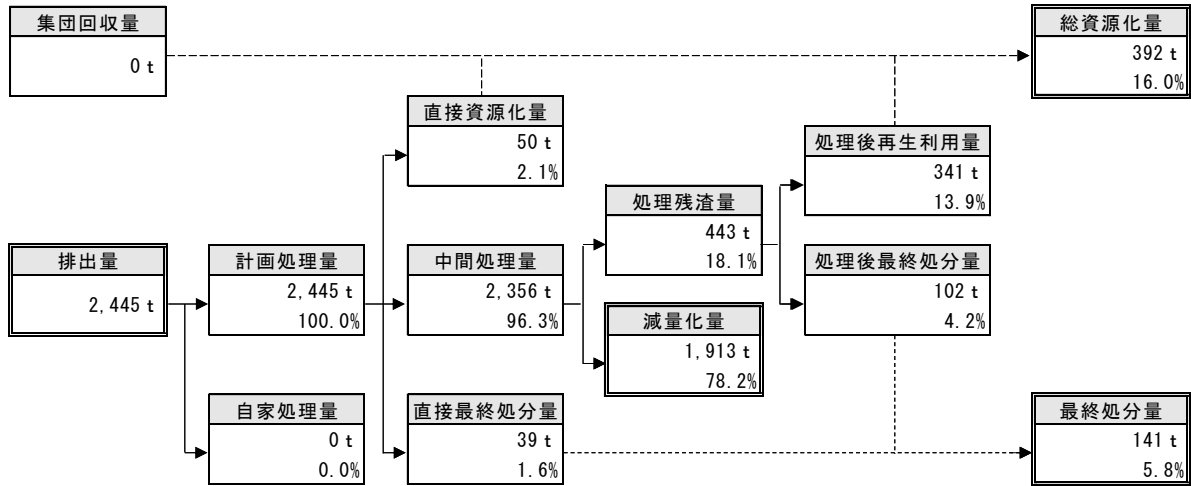


図 2-9 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和 8 年度・山形村）

注) 小数点以下を四捨五入しているため、合計があわない場合がある。

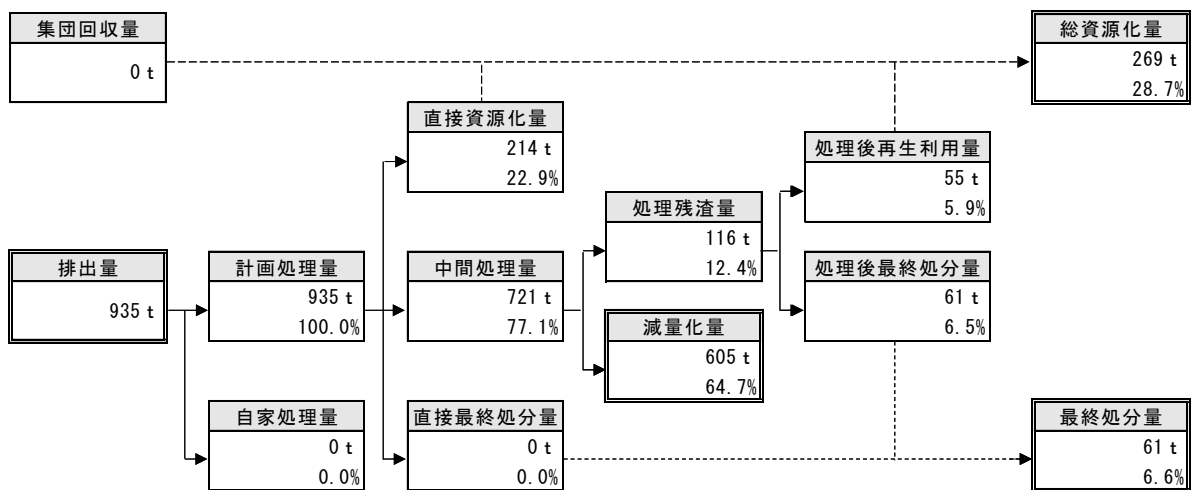


図 2-10 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和 8 年度・朝日村）

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 有料化

① 松本市

松本市では平成 21 年度に「松本市ごみ有料化検討委員会」や市内において生活系ごみの有料化の検討をすすめ、「市民生活の経済的安定の確保を優先し、当面の間、生活系ごみの有料化以外のごみ減量化施策の推進を重点的に実施すること」と結論付け、ごみの削減に努めながら今日に至っている。

今後、収集体制やごみ処理施設の再整備などの状況が変化することが考えられるため、再度「ごみ有料化検討委員会」を開催するなど、十分に社会情勢を考慮して、生活系ごみの有料化について検討する。

② 塩尻市

資源化率の向上を図るため、もえるごみと埋立てごみの有料化を実施しており、これを継続する。料金体系については表 3-1 に示すとおりである。

表 3-1 料金体系

生活系ごみ	もえるごみ	45 リットル 60 円/枚
		25 リットル 30 円/枚
		14 リットル 15 円/枚
	埋立てごみ	30 リットル 60 円/枚
		18 リットル 30 円/枚
		8 リットル 15 円/枚

③ 山形村

資源化率の向上を図るため、可燃ごみ、資源ごみ（金物、ガラスびん、容器包装プラスチック、ペットボトル）、破碎ごみ、埋立ごみの有料化を実施しており、これを継続する。料金体系については表 3-2 に示すとおりである。

表 3-2 料金体系

生活系ごみ	可燃ごみ	大 35.2 円/枚 (352 円/10 枚)
		小 27.5 円/枚 (275 円/10 枚)
	資源ごみ（金物、ガラスびん）、 破碎ごみ、埋立ごみ	38.5 円/枚 (385 円/枚)
	資源ごみ （容器包装プラスチック、ペット ボトル）	27.5 円/枚 (275 円/10 枚)

④ 朝日村

資源化率の向上を図るため、もえるごみと埋立てごみの有料化をしており、これを継続する。料金体系については表 3-1 に示すとおりである。

イ 生ごみの排出抑制

① 松本市

家庭で可能な限り、生ごみの水切りを実施することが生ごみの減量化につながるとし、水切り袋を配布するなどして意識啓発を図る。

② 塩尻市

生ごみ排出の減量を図るため、ダンボールコンポスターの普及拡大、水切り運動の促進を継続する。

③ 山形村

可燃ごみとして扱われる生ごみについて、村民に対し生ごみの水切りの徹底を促し、生ごみの減量を推進していく。

また、生ごみ処理機の購入助成の制度の普及に努め、自家減量を推進していく。

④ 朝日村

燃えるごみの減量と環境意識の高揚を推進するため、生ごみ処理機、コンポスター、ぼかし用容器の設置に対して助成し、購入金額（税込）2 分の 1 で 1 万円を限度額として補助を行う。

ウ マイバッグ運動

① 松本市

マイバッグ持参に関する周知啓発を実施することにより、プラスチック類の発生抑制に努める。

② 塩尻市

リデュース（発生抑制）を促進するために、エコバッグの利用促進を図る。

③ 山形村

レジ袋削減のために村民にマイバッグ利用の促進を図る。

また、事業者には、過剰包装を抑制するなど環境負荷の軽減に向けて取り組むよう呼びかけ、村民のマイバッグ利用を促し、容器包装廃棄物の減量・資源化を推進する。

④ 朝日村

村民に対して、容器包装廃棄物削減の為のマイバッグ持参運動を呼びかけていく。

エ 食品ロスの削減

① 松本市

生活系ごみに含まれる食品ロスの減量に関して、「残さず食べよう！30・10運動」を推進していく。

◆冷蔵庫クリーンアップデー

毎月30日は冷蔵庫の賞味期限・消費期限の近いものや野菜・肉等の傷みやすいものを積極的に使用し、冷蔵庫を整理整頓する「冷蔵庫クリーンアップデー」としている。

◆もったいないクッキングデー

毎月10日は今まで食べられるのに捨てられていた野菜の茎や皮等を活用して料理する「もったいないクッキングデー」としている。

今後は、消費期限・賞味期限の正しい理解の促進等のため、市民の意識を高める施策を立案するなど、生活系食品ロスの削減に努める。

② 塩尻市

塩尻市はもえるごみの中でも飲食店等における食べ残しに注目し、それらの減量のため、「残さず食べよう！30・10（さんまる・いちまる）運動」を推進していく。

③ 山形村

30・10運動の普及・促進に努め、食品ロスを減らしていく。

④ 朝日村

回覧板や広報等で食品ロス・食品廃棄物の排出抑制についての周知を図っていく。

オ 再使用に係る取組み

① 松本市

a) 子ども用品の再使用に係る取組み

ごみの減量化と子育て世帯の支援を目的として、短期間で使わなくなってしまう子ども用品を希望する世帯に無料で配付する「松本キッズ・リユースひろば事業」を実施している。

今後も再使用の意識が市民に浸透し、より多くの子ども用品が必要としている世帯に渡るよう努める。

b) 不用食器の再使用に係る取組み

埋立ごみの減量を目的として、家庭から排出される不用となった食器を回収し、状態の良いものを希望する市民に無料で配付する「不用食器リサイクル事業」を市民団体と協働で実施している。今後も市民団体と共に効果的な実施に努める。

c) 家具等の再使用に係る取組み

松本クリーンセンターや松本市リサイクルセンターに持ち込まれるごみの中には、まだ再使用できる家具類も数多くあることから、それらを再使用できるような取組みについて他自治体に聞き取り調査を実施し、情報を収集している。

カ 再資源化に関する取組み

① 松本市

a) 生ごみや剪定枝葉等の有機物の再資源化に係る取組み

昭和 61 年度から実施している生ごみ堆肥化機器等の補助金を継続するとともに、公民館等で実施している生ごみの堆肥化講習会も引き続き実施する。

また、生ごみや剪定枝等の分別収集による活用方法を検討する。

b) 不用食器の再生利用に係る取組み

埋立ごみの減量を目的として、家庭から排出される不用となった食器を回収し、リユースできないものを新しい食器の原材料等にリサイクルする「不用食器リサイクル事業」を市民団体と協働で実施している。今後も市民団体と共に継続的に実施し、埋立ごみの減量と資源の有効活用に努める。

c) 資源ごみの常設回収場所の運用

平成 23 年度に市民が資源ごみを排出しやすい環境を整えるため、資源ごみの常設回収場所を設置した。

適正な運用に努め、資源ごみ収集量の増加を図る。

d) 小型家電の分別回収

平成 26 年度から小型家電を分別回収し、再資源化をすすめている。
引き続き分別回収し、適正な再資源化に努める。

e) 廃食用油の分別回収

平成 14 年度から廃食用油を分別回収し、バイオディーゼル燃料として松本市のごみ収集車両等に利用している。引き続き分別回収するとともに、分別回収した廃食用油の活用方法について研究を進める。

f) 製品プラスチックの再資源化

容器包装プラスチックは平成 17 年度から分別回収し、再資源化を行っているが、令和 5 年度からは、現在可燃ごみに分類し焼却処理している製品プラスチックを加え、プラスチック資源として一括回収し、再資源化することを予定している。

② 塩尻市

a) 焼却灰の再生利用

焼却灰の再生利用を推進する。これにより、資源化率の向上と最終処分場の延命化を図る。

b) 市民による資源物回収の支援

地域住民によるステーション回収や小・中学校が行う資源物回収には活動費の補助を継続する。

c) 資源物回収拠点の拡充

市民が資源物を排出しやすい環境を拡充するため、資源物の回収拠点の設置や増設を検討する。

d) 剪定木の資源化

平成 17 年度から実施している剪定木の資源化のための分別収集を、引き続き実施する。

③ 山形村

a) せん定枝の資源化

せん定枝を資源物として扱うことのできる仕組みについて検討していく。

b) 分別回収活動

学区域の小中学校や住民ボランティアが実施しているごみの減量化・資源化活動に協力していく。

c) メーカー等によるリサイクル

家電リサイクル法対象機器やパーソナルコンピュータ等、メーカー等による廃棄物のリサイクルシステムが構築されているものについては、村民への啓発及び運用を促進していく。

d) 焼却残渣の資源化

松本クリーンセンターから発生する焼却灰及び飛灰処理物は、引き続き県外に搬出し、焼却灰は資源化、飛灰処理物は処分と一部資源化を行う。

e) 製品プラスチックの再資源化

容器包装プラスチックは平成 17 年度から分別回収し、再資源化を行っているが、令和 5 年度からは、現在可燃ごみに分類し焼却処理している製品プラスチックを加え、プラスチック資源として一括回収し、再資源化することを予定している。

④ 朝日村

a) 剪定枝の資源化

剪定枝シュレッダー「ウッドチップパー」の貸し出しを行い、剪定木のチップ化による再利用を図っている。

b) リユースビン等のリユース容器の利用促進

回覧板や広報等でリユースびん等のリユース容器の利用促進についての周知を図っていく。

キ 環境教育・啓発

① 松本市

a) 環境教育の推進

子どもの頃から環境に対する意識啓発が重要であるため、ごみの分別や食品ロスの削減をテーマとして、保育園・幼稚園及び小学 3 年生に参加型の環境教育を実施している。

大人向けには出前講座等による意識啓発に取り組んでいる。

今後は、幅広い年代への環境教育実施を検討するなど、市民 1 人 1 人の意識を啓発させるため、積極的な環境教育に取り組む。

b) 発生抑制に関する意識啓発

詰め替え商品の購入等のごみの発生抑制に配慮した取組みを市民が率先して取り組めるような情報を発信し、市民の意識啓発に努める。

c) 各家庭の環境づくり

最適なモデルケースの提示など、家庭内で分別を行いやすくなるような提案を行う。

d) 広報の充実

現在行っている市ホームページや広報誌による情報発信、スマートフォン向けごみ分別アプリの配信、外国人向け「ごみ・資源物の分け方出し方」などにより、継続して広報を行う。

② 塩尻市

a) 3ない運動の推進

もったいない、食べ残しをしない、レジ袋を貰わないという「3ない運動」を促進する。

b) 環境教育の推進、啓発

子どもたちを対象とした、ごみ問題に関する環境教材を配布し、リサイクルに関する出前講座を実施する。

また、分別方法の改定等に際してごみ分別地区説明会を実施し、リサイクル、ごみ分別への市民意識の向上に加え、地球温暖化防止の取組みを促す。

c) 分別方法等の情報発信

「広報しおじり」、「ごみ分別アプリ」等の媒体を通じて分別方法等の情報発信を行い、周知を図っていく。

d) 3 R 推進出前講座の実施

リサイクルに関する出前講座などを実施し、リサイクル意識の向上を図る。

また、分別方法を「単に理解している」から「実践している」への行動転換を図るため、講座受講者等を地域リーダーとして育成・支援する。

③ 山形村

a) 環境教育の充実

村民、事業者に対し、ごみの発生の状況を適時わかりやすく発信していくとともに、身近な題材や体験する機会を提供することで、ごみの発生を抑制する生活様式への誘導を図る。

b) 分別強化のために説明会等の開催

学区域の小中学校や住民ボランティアが実施しているごみの減量化・資源化活動に協力していく。

c) 意識啓発

無駄なものを買わない、ものを大切にし、長く使用する、使い捨て品の使用を抑制するなどの意識啓発を図る。

また、村民及び事業関係者に対し、3 R を積極的に実践していくように促し、4 R、5 R の考えを広めていく。

d) 分別強化

村民が分別方法を把握できるように、ごみの分別辞典を改訂し、村ホームページのアクセスしやすい場所に掲載するよう努めていく。

また、新規店舗を開業する事業関係者に対しては、分別方法の指導を強化していく。

e) ごみ量等の把握

村から発生する全体ごみ量の把握に努める。各地区や事業関係者に対してヒアリングを行い、ごみの排出状況をより正確に把握していく。

また、必要に応じてごみ組成、分析の実施に向けて検討を行っていく。

④ 朝日村

7月頃にせせらぎサイエンス（川の生態系調査）と2月頃にあさひ環境のつどい（1年間の環境学習のまとめ）を毎年実施し、環境教育と啓発に努めている。

ク 事業系ごみの減量

① 松本市

a) 食品ロス削減に係る取組み

現在、「残さず食べよう！30・10運動」として取組みをすすめている。

- ・注文の際に適量を注文しましょう。
- ・乾杯後の30分間は、席を立たず料理を楽しみましょう。
- ・お開き前10分間は、自分の席に戻って再度料理を楽しみましょう。

また、「残さず食べよう！30・10運動」や食品ロスの削減に係る取組みを実施している飲食店・宿泊施設等（料理を提供する側）及び事業所等（料理をいただく側）に対して、「残さず食べよう！推進店・事業所認定制度」を実施している。

推進店に対しては、食品ロスの削減に係る啓発品の他、食べ残しの持ち帰りを推進するグッズを提供し、更なる食品ロス削減に取り組むよう支援する。

また、「残さず食べよう！推進店・事業所認定制度」の認定件数が増加するような店舗・事業所へのインセンティブを検討するとともに、事業評価のために飲食店での食品ロスの発生状況の調査についても検討する。

b) 事業所への意識啓発

◆多量排出事業者への指導

松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例で定めている多量排出事業者に対して、提出を義務付けている「ごみ減量行動計画書」を確認し、適切な指導を実施する。

◆中小規模の事業者への指導

事業系ごみの大部分を占める中小規模の事業者に対して、ごみの分別の分かりやすい説明、ごみ減量の取組みの案内など、訪問による指導を実施する。

◆新規事業者への指導

新規に多量の廃棄物を排出することが想定される事業者には、排出抑制のための指導を行う。

◆過剰包装・使い切り商品の削減の呼び掛け

市内の事業者に対し、取引先との過剰包装の削減のほか、使い切り商品ではなく、持続可能な商品の製造を呼び掛ける。

◆宿泊施設等への指導

事業者、特に民泊も含めた宿泊施設に対してのごみの分別を促すため、「事業系ごみの分け方・出し方」を配布するなどして意識啓発に努める。

c) 展開検査の実施

現在、許可業者が回収した事業系ごみを搬入時に調査する展開検査を実施している。

引き続き展開検査を実施し、事業系ごみの排出実態を把握する。

d) 事業系ごみ排出先の実態調査

各事業所から出る事業系ごみの実態を把握することにより、事業系ごみの削減に努める。また、不適切な排出を行っている事業者に対しては、適切な排出を徹底するよう指導する。

e) eco オフィスマつもと認定事業の推進

現在、市ではごみの減量化等の環境に配慮した取組みを実施している事業所に対しては、「eco オフィスマつもと認定事業」を実施している。今後は、認定事業所が増加するような、事業所へのインセンティブを研究し、事業系ごみの減量を目指す。

f) 紙類の搬入規制などによる事業者の再資源化に係る取組み

平成 20 年度から松本クリーンセンターへの再生可能な紙類の搬入を規制し、資源ごみとして受入可能な民間事業者への搬入を求めている。また、木製品・木くずについても再資源化を行う民間事業者への搬入を促している。

引き続き、リサイクル可能な品目については、民間事業者への搬入を促し、事業者における再資源化の取組みの促進に努める。

g) 市公共施設の剪定枝等の再資源化に係る取組み

市公共施設等から排出される剪定枝等の処理を民間業者に委託し、木質チップとしてリサイクルする「剪定枝等資源化事業」を実施している。

木質チップ供給先の整備等による資源の活用方法も検討しながら、今後も継続する。

h) 給食残渣の再資源化に係る取組み

市内 5 ヶ所の給食センターから排出される給食残渣は、民間処理施設等で堆肥化しており、今後も給食残渣の堆肥化を継続し、事業系ごみの減量に努める。

② 塩尻市

a) 生ごみの資源化の促進

大規模小売店及び小規模事業者から排出される生ごみを活用した堆肥化事業を促進し、生ごみ資源化に伴って製造された堆肥の域内活用を推進する。

b) 情報提供・啓発

食品小売業及び外食産業に分類される事業者に食品リサイクル法に基づく再生利用等実施率の目標数値を周知する。

c) 分別指導の実施

分別が不十分な事業所に対して訪問指導を実施する。

また、分別が不十分な集合住宅の管理会社または経営者に訪問指導を実施する。

③ 山形村

事業者に対し、分別の徹底を促し、ごみの排出抑制を推進していく。

④ 朝日村

企業及び販売店等に対し、過剰包装の抑制、使い捨て容器の使用の自粛、実践などを求め、積極的に再生品の利用促進に努める。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については表 3-3 のとおりである。

分別区分、収集方法などの周知に努め、生活系ごみの分別の徹底を図ることで適正なごみ処理の推進を行っている。今後、現状の処理体制を基本としながら、更なる適正処理を推進するため、より排出しやすい環境を整備するよう、収集回数や分別区分の見直しについて検討する。

また、今後更なる少子高齢化社会の進展などにより、ごみステーションに排出することが困難な人が増加することが予測されるため、排出困難者に対する支援体制の構築に努める。

松本市において既存最終処分場の在り方について検討を行った結果、今後も安定的なごみ処理を行うため、現施設を一旦廃止し、新たに整備を行うこととした。引き続き、最終処分量の削減を図るため、ごみの減量対策を着実にを行うとともに、整備期間中は焼却残渣の再資源化等について、最新の技術や動向の情報収集、研究を行い、発生する焼却残渣の適正処理を行うこととする。

表 3-3-3 (1) ごみの分別区分と処理方法の現状と今後（松本市）

現状(令和元年度)			今後(令和8年度)		
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等
可燃ごみ	焼却	松本クリーンセンター	可燃ごみ	焼却	松本クリーンセンター
埋立ごみ	破碎・埋立	エコトピア山田 安曇一般廃棄物最終処分場	不燃ごみ	破碎・埋立	松本市新最終処分場
破碎ごみ	破碎・埋立	松本クリーンセンター	不燃粗大ごみ	破碎・埋立	松本クリーンセンター
容器包装プラスチック	選別・圧縮梱包 →リサイクル	松本クリーンセンター	資源ごみ	選別・圧縮梱包 →リサイクル	松本クリーンセンター
ペットボトル	選別・圧縮梱包 →リサイクル	リサイクルセンター	資源ごみ	選別・圧縮梱包 →リサイクル	リサイクルセンター
雑びん	破碎→リサイクル		資源ごみ	破碎→リサイクル	
金属類	リサイクル	民間処理施設	資源ごみ	リサイクル	民間処理施設
紙類	リサイクル		資源ごみ	リサイクル	
布類	リサイクル		資源ごみ	リサイクル	
生きびん	リサイクル		資源ごみ	リサイクル	
小型家電	リサイクル		資源ごみ	リサイクル	
蛍光管	破碎→リサイクル	エコトピア山田	資源ごみ	破碎→リサイクル	民間処理施設
体温計・乾電池	リサイクル	民間処理施設	資源ごみ	リサイクル	
スプレー缶・ライター	リサイクル		資源ごみ	リサイクル	
廃食用油	リサイクル	民間処理施設	資源ごみ	リサイクル	
粗大ごみ	リサイクル 焼却 破碎 埋立	松本クリーンセンター エコトピア山田 民間処理施設	なし	リサイクル 焼却 破碎 埋立	
処理実績		38,160 t	処理実績		35,084 t
埋立ごみ		520 t	埋立ごみ		488 t
破碎ごみ		163 t	破碎ごみ		122 t
資源物		820 t	資源物		739 t
資源ごみ		182 t	資源ごみ		157 t
資源ごみ		1,574 t	資源ごみ		1,430 t
資源ごみ		805 t	資源ごみ		657 t
資源ごみ		3,271 t	資源ごみ		3,134 t
資源ごみ		280 t	資源ごみ		253 t
資源ごみ		79 t	資源ごみ		75 t
資源ごみ		606 t	資源ごみ		397 t



表 3-3 (2) ごみの分別区分と処理方法の現状と今後 (塩尻市)

現状(令和元年度)				今後(令和8年度)				
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績	
可燃物	焼却	松本クリーンセンター	14,864 t	可燃物	焼却	松本クリーンセンター	13,663 t	
不燃物(埋立ごみ)	選別・破砕 →埋立/リサイクル	民間処理施設 松塩地区広域施設組合 最終処分場	181 t	不燃物(埋立ごみ)	選別・破砕 →埋立/リサイクル	民間処理施設 松塩地区広域施設組合 最終処分場	168 t	
			23 t				21 t	
資源物	プラスチック製容器包装	選別・圧縮梱包 →リサイクル	484 t	資源物	プラスチック製容器包装	選別・圧縮梱包 →リサイクル	508 t	
	ペットボトル	選別・圧縮梱包 →リサイクル	82 t		ペットボトル	選別・圧縮梱包 →リサイクル	86 t	
	紙類	リサイクル	1,703 t		紙類	リサイクル	1,786 t	
	びん類	リサイクル	346 t		びん類	リサイクル	363 t	
	衣類	リサイクル	66 t		衣類	リサイクル	71 t	
	その他金属(小型家電含む)	破砕 リサイクル	358 t		その他金属(小型家電含む)	破砕 リサイクル	民間処理施設	497 t
	缶類	リサイクル	192 t		缶類	リサイクル	182 t	
	剪定木・落ち葉・刈り草	リサイクル	15 t		剪定木・落ち葉・刈り草	リサイクル	16 t	
	てんぷら油	リサイクル	610 t		てんぷら油	リサイクル	659 t	
	生ごみ	リサイクル	476 t		生ごみ	リサイクル	441 t	
粗大ごみ	破砕→焼却	松本クリーンセンター		粗大ごみ	破砕→焼却	松本クリーンセンター		



表 3-3 (3) ごみの分別区分と処理方法の現状と今後 (山形村)

現状 (令和元年度)		今後 (令和8年度)		
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績	
可燃ごみ	焼却	松本クリーンセンター	1,396 t	
破砕ごみ	選別・破砕 →焼却・リサイクル・埋立	松本クリーンセンター	0	
埋立ごみ (ガラス屑・陶磁器類)	破砕(粉砕)・埋立	山形村 一般廃棄物最終処分場	48 t	
埋立ごみ (家庭灰等)	埋立			
容器包装プラスチック	選別・圧縮梱包 →リサイクル	松本クリーンセンター	28 t	
金物類	リサイクル	民間処理施設	15 t	
ペットボトル類	選別・圧縮梱包 →リサイクル		44 t	
紙類	リサイクル		57 t	
ビン類	リサイクル		0 t	
布類	リサイクル		3 t	
乾電池	リサイクル		保管 県外	0 t
蛍光管類	リサイクル			
粗大ごみ	破砕→焼却	民間処理業者	84 t	
資源物				
プラスチック資源	選別・圧縮梱包 →リサイクル	松本クリーンセンター	29 t	
金物類	リサイクル	民間処理施設	16 t	
ペットボトル類	選別・圧縮梱包 →リサイクル		57 t	
紙類	リサイクル		60 t	
ビン類	リサイクル		0 t	
布類	リサイクル		3 t	
乾電池	リサイクル		保管 県外	34 t
蛍光管類	リサイクル			
粗大ごみ	破砕→焼却	民間処理業者	22 t	



表 3-3 (4) ごみの分別区分と処理方法の現状と今後 (朝日村)

現状(令和元年度)				今後(令和8年度)					
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績		
もえるごみ	焼却	松本クリーンセンター	749 t	もえるごみ	焼却	松本クリーンセンター	706 t		
もえるごみ(生ごみ)	リサイクル	民間処理施設	4 t	もえるごみ(生ごみ)	リサイクル	民間処理施設	4 t		
うめたてごみ	選別・破砕 →焼却・リサイクル ・埋立	民間処理施設 松塩地区広域施設組合 最終処分場	11 t	うめたてごみ	選別・破砕 →焼却・リサイクル ・埋立	民間処理施設 松塩地区広域施設組合 最終処分場	11 t		
有害ごみ	分別・破砕 →リサイクル	民間処理施設	4 t	有害ごみ	分別・破砕 →リサイクル	民間処理施設	5 t		
プラスチック製容器包装	選別・圧縮梱包 →リサイクル	民間処理施設	19 t	プラスチック製容器包装	選別・圧縮梱包 →リサイクル	民間処理施設	18 t		
ペットボトル	選別・圧縮梱包 →リサイクル		6 t	ペットボトル	選別・圧縮梱包 →リサイクル		6 t		
紙類	リサイクル		101 t	紙類	リサイクル		96 t		
びん類	リサイクル		25 t	びん類	リサイクル		24 t		
古布・古着	リサイクル		1 t	古布・古着	リサイクル		1 t		
その他金属類	破砕 →リサイクル		24 t	その他金属類	破砕 →リサイクル		23 t		
缶類	リサイクル		民間処理施設	45 t	缶類		リサイクル	民間処理施設	43 t
せん定木・落ち葉	切断等 →リサイクル				せん定木・落ち葉		0 t		
てんぷら油	リサイクル								
資源粗大ごみ	リサイクル				資源粗大ごみ		リサイクル		
可燃さい断ごみ	破砕 →焼却	松本クリーンセンター	0 t	可燃さい断ごみ	破砕 →焼却	松本クリーンセンター	0 t		



イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみについては、事業者による自己搬入、または一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼することによりごみ処理施設に搬入されている。分別区分は、生活系ごみに準じ処理を行っている。

松本市、塩尻市においては事業系ごみの排出量の全体に占める割合が多いため、展開検査の実施や排出実態を把握したうえで、適切な排出を徹底するよう指導を行うなど、ごみの発生抑制や適正処理の推進を図る。

ウ 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

松本市では、一般廃棄物処理施設において、再資源化の観点から、事業系ごみのうち、びん類を受け入れており、今後もこの方針を継続する。

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

表 3-4 のとおり必要な施設整備を行う。

表 3-4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業期間)	国土強靱化
1	ごみ焼却施設 新ごみ処理施設	松塩地域エネルギー回収型 廃棄物処理施設 整備事業	未定	現施設周辺	R7 (R7～R10)	—
2	最終処分場	松本地域 最終処分場 整備事業	埋立容量 213,000m ³	松本市島 内地内	R7 (R7～R8)	—

(整備理由)

事業番号1 既存施設の老朽化への対応、エネルギーの高効率回収、二酸化炭素の削減及び強靱な廃棄物処理システム構築のため、新たな施設の整備を行う。

事業番号2 安定的なごみ処理を行うため、現在の最終処分場を廃止し、新たな施設の整備を行う。

(4) 施設整備に関する計画支援事業

整備計画に先立ち、表 3-5 のとおり計画支援事業を行う。

表 3-5 実施する計画支援業務

事業番号	事業名	事業内容	事業期間 (全体事業期間)
1	松塩地域エネルギー回収型 廃棄物処理施設整備事業 (事業番号1)に係る施設整備 基本計画等業務	施設整備基本構想(基本的方向の明確化)、施設整備基本計画の策定	R3～R4
	松塩地域エネルギー回収型 廃棄物処理施設整備事業 (事業番号1)に係るPFI 導入可能性調査業務	民間活力導入の可能性調査	R3～R4
	松塩地域エネルギー回収型 廃棄物処理施設整備事業 (事業番号1)に係る測量・ 地質調査等業務	建設用地の測量・地質調査 建設用地造成に係る基本計画・基本 設計、土壌汚染調査	R5
	松塩地域エネルギー回収型 廃棄物処理施設整備事業 (事業番号1)に係る環境 影響評価業務	環境影響評価配慮書、環境影響評価 方法書、環境影響評価書、環境影響 評価書及び環境影響評価に係る手 続き	R3～R6

	新ごみ処理施設建設事業 (事業番号1)に係る発注 支援業務	施設基本設計、要求水準書作成、事 業者選定に係るアドバイザー業 務	R5～R7
--	-------------------------------------	---	-------

事業 番号	事業名	事業内容	事業期間 (全体事業期間)
2	松本地域最終処分場整備事 業(事業番号2)基本計画 業務	施設整備基本計画策定	R2
	松本地域最終処分場整備事 業(事業番号2)生活環境 影響調査業務	生活環境影響調査	R2～R6
	松本地域最終処分場整備事 業(事業番号2)地質及び 測量調査業務	地質及び測量調査	R4～R5
	松本地域最終処分場整備事 業(事業番号2)土壌汚染 調査業務	土壌汚染調査	R4～R5
	松本地域最終処分場整備事 業(事業番号2)基本設計 業務	施設整備基本設計策定	R4～R5
	松本地域最終処分場整備事 業(事業番号2)詳細設計 業務	施設整備詳細設計策定	R5～R6

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発

構成市村は、廃家電・使用済み小型家電は適切な回収、再使用品化を目的として、ごみカレンダー等にて周知している。

イ 不法投棄対策

① 松本市

不法投棄防止啓発用立て看板や不法投棄防止用フェンスを設置するとともに、不法投棄パトロール、環境美化巡視員及び環境指導員による巡回清掃指導等を実施している。

また、駅前等においてポケットティッシュを配布し、ポイ捨てや不法投棄に対する啓発活動を実施するなど、不法投棄の削減に努めていく。

今後もこれらの不法投棄の防止に係る施策を引き続き実施し、市民の意識高揚に努めていく。

② 塩尻市

「広報しおじり」などのチラシ等により周知を行い、不法投棄は犯罪であるという認識のもと、地域住民や警察との連携を強化する。

「ポイ捨て禁止条例」による規制、啓発看板や監視カメラの設置等の設備整備、パトロール員による人的体制の整備などを行う。

③ 山形村

シルバー人材センターによるパトロールを行い、不法投棄多発地域の監視を強化するとともに、警察などとの連携により取り締まり体制の充実を図り、不法投棄された物については適正な処理を行い、不法投棄の防止やポイ捨て等の防止に関する看板を立てるなど啓発活動を実施する。

④ 朝日村

月2回村内のパトロールを行い、監視を強化するとともに、警察などとの連携により取り締まり体制の充実を図り、不法投棄された物については適正な処理を行う。また、不法投棄多発地域に看板を立てるなど不法投棄の防止やポイ捨て等の防止に関する啓発活動を実施する。

ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害時の一般廃棄物及び災害より発生する廃棄物については、県及び近隣自治体との連携を図り、収集運搬、処理・処分の迅速・円滑な処理を行う。

① 松本市

松本市は、体制整備等の平時の備えや災害時における適切かつ円滑・迅速な対応を図ることを目的とし、「松本市災害廃棄物処理計画」（平成 31 年 3 月）を策定した。

〈災害廃棄物処理の流れ〉

発災後、道路等の散乱物や被災家屋等から発生した災害廃棄物は、被災地内の公園や空地等に設置する市民仮置場に運搬し、一時保管する。

一次仮置場設置後は、解体撤去した建物等から発生する災害廃棄物及び各市民仮置場に点在する災害廃棄物を一次仮置場に運搬し、粗選別・保管した後に破碎・選別等の中間処理を行う。一次仮置場で分別が不十分な場合は、より規模の大きな二次仮置場に運搬し、再分別等を行った後に中間処理を行い、その後、焼却施設や最終処分場等の廃棄物処理施設において、処理や再生利用を図る。

〈地方自治体との連携〉

災害時は、平時から松塩地区広域施設組合で広域処理を行っている塩尻市、山形村、朝日村と連携するとともに、災害の規模が大きく災害廃棄物処理に対応しきれない場合は、近隣の自治体や協定を締結している自治体へ支援の協力を求め、連携して対応する。

〈仮置場〉

仮置場は、災害廃棄物発生量及び用地確保状況等に応じて使い分ける。

- ・市民仮置場：個人の生活環境・空間の確保・復旧等のため、被災家屋等からの災害廃棄物を、被災地内において、仮に集積する場所。
住民（ボランティアを含む。）が、自ら搬入する。
- ・一次仮置場：解体撤去した建物等から発生する災害廃棄物及び各市民仮置場に点在する災害廃棄物を集め、中間処理前に粗選別・保管しておく場所。
- ・二次仮置場：一次仮置場での分別が不十分な場合に応じて設置する場所。
一次仮置場のみで必要な機能を確保できる場合は、不要である。

② 塩尻市

塩尻市は、今後発生が予想される大規模災害への平時の備え、さらに災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うため、「塩尻市災害廃棄物処理計画」（令和元年6月）を策定した。

〈災害廃棄物処理の流れ〉

災害廃棄物は、被災現場で分別した上で仮置場へ搬入し、仮置場に分別して集積・保管する。

これらの災害廃棄物は、種類や性状に応じて破砕・選別・焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行う。

一次仮置場において、金属等に直接リサイクルできるものは、民間リサイクル業者に運搬し、可燃物や複合物等は、二次仮置場において破砕処理・選別した後に民間リサイクル業者に運搬する。

〈地方自治体との連携〉

大規模震災等により大きな被害を被ったときは、区域内での災害廃棄物の処理が基本となることから、松塩地区広域施設組合を構成する松本市、朝日村、山形村と連絡、調整、協議を緊密に行う。

また、災害の規模や被災状況によっては、広域的な対応が必要となるため、県や災害時相互応援協定を結んでいる自治体等へ支援を要請し、連携して対応する。

〈仮置場〉

仮置き場は、災害廃棄物発生量及び用地確保状況等に応じて使い分ける。

- ・臨時集積場：道路障害等の緊急な除去が必要となる災害廃棄物を一時的に集積する。住民が自ら搬入する。
- ・一次仮置場：各集積所等に散在する災害廃棄物を集め、中間処理前に粗選別・保管しておく。
- ・二次仮置場：一次仮置き場での分別が不十分な場合に応じて設置する。

③ 山形村

大規模な地震や水害等の災害時には、一時的に村内でのごみ処理が不可能となる場合や大量の災害廃棄物の発生が想定される。

さらに、災害発生時においても、円滑に廃棄物を処理し、地域の衛生状態の維持に努める必要がある。

そのため、災害時に発生した廃棄物を迅速に処理・処分するための体制等の構築に努めていくとともに、近隣自治体との連携等についても検討していく。

また、現在災害廃棄物対策指針及び長野県災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物処理計画の策定を行っており、令和5年度に策定予定である。

④ 朝日村

「朝日村災害廃棄物処理計画」（平成31年3月）を策定し、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うため、基本的な考え方や処理方法を示すことにより、住民の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止を図る。

〈地方自治体との連携〉

災害廃棄物の処理では、自区内処理を行うことが基本であるが、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては、県及び他の市町村等との協力・連携により広域的な処理を進める必要がある。また、被害が広域にわたり、県内市町村の多くが被災した場合は、県を通じて他県に支援を要請する。

〈仮置場〉

災害発生時において住民が震災廃棄物を直接搬入する場所及び朝日村が指定する方法により排出された災害廃棄物を一時的に貯留する場所として仮置場を設置することを検討する。

エ 適正処理推進のための許可制度の運用

一般廃棄物の排出量等や循環型社会により適合する許可制度の運用を図るとともに、不適正処理等に対する指導体制を強化し、搬入物検査を実施する。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本組合は毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて長野県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会・経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、計画を見直すものとする。

循環型社会推進地域計画の添付書類

○様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画 総括表 1

○様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画 総括表 2

○参考資料様式 2 施設概要（エネルギー回収施設系）

○参考資料様式 5 施設概要（最終処分場系）

○参考資料様式 8 計画支援概要

（添付資料）

1. 対象地域図

2. 地域内の施設の現況と予定（位置図）

3. ハザードマップ

（3-1 松本市、3-2 塩尻市、3-3 山形村、3-4 朝日村）

4. 目標年度までのトレンドグラフ

様式1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画 総括表1

1 地域の概要

(1)地域名	松造地区広域施設組合	(2)地域内人口	319,257人	(3)地域面積	1,364.25km ²
(4)構成市町村名	松本市、埴田市、山形村、朝日村	(5)地域の要件	人口	面積	沖繩 離島 奄美 山形 半島 通称
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：松本市、埴田市、山形村、朝日村				
設立、認可予定	設立（予定）年月日：平成24年4月				
設立されていない場合、今後の取組：					

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

	過去の状況・現状（排出量等に対する割合）										目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和8年度			
事業系 総排出量（トン）	50,009	49,838	49,668	49,531	48,889	48,843	49,654	44,275	(対R1比 -10.8%)		
1事業所当たりの排出量（トン/事業所）	2.9	2.9	3.0	3.1	3.0	3.0	3.1	2.7			
生活系 総排出量（トン）	68,855	67,013	64,970	63,532	61,899	60,464	61,070	55,843	(対R1比 -8.6%)		
1人当たりの排出量（kg/人）	160.0	158.0	156.0	155.0	153.0	151.0	154.0	144.0			
合計 事業系生活系総排出量合計（トン）	118,864	116,851	114,638	113,063	110,788	109,307	110,724	100,118	(対R1比 -9.6%)		
直接資源化量（トン）	14,772	13,649	12,605	11,623	10,770	6,439	6,306	5,753	(5.7%)		
再生利用率	20.395	16.8%	18.428	17.329	15.987	15.230	15.071	14.644	(14.3%)		
総資源化量（トン）	37,846	33,826	39,027	39,900	39,934	39,917	40,407	36,234			
エネルギー回収量	90,278	85,930	84,946	84,338	83,627	83,169	84,209	75,788	(75.8%)		
減量化量	10,818	13,874	13,531	13,720	13,303	12,880	13,341	11,706	(11.7%)		
埋立最終処分量											

※別添資料として指標と人口等の要因に関するグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

（松本市）一般廃棄物処理計画では、平成28年度までの実績値を基に目標値を設定していたが、令和元年度のゴミ排出量が目標値と乖離しているため、地域計画では補正を行い、目標値を協定した。
 （埴田市）総括表において、令和8年度のリサイクル率32%（一般廃棄物処理計画の目標値）を確保するためには、1人1日当たり、ゴミとして廃棄している中から雑類などを約60%資源へ移行する必要がある。
 一方、平成30年度における埴田市のリサイクル率は26.2%であり、長野県の平均値（20.6%）を満足しているため、資源・ゴミとして適正に排出されていることが考えられる。
 このような状況で60%/人日を超えさらに資源へ上積みすることは困難であると考えられ、その半分の約30%/人日を中心から資源への移行量とする。
 この結果、リサイクル率は約28%となり、これを本地域計画目標年度のリサイクル率とする。
 （山形村）一般廃棄物処理計画では県外搬出分の焼却灰を最終処分量に含めていないが、一般廃棄物処理計画では焼却灰を含めた教値を記載している。地域計画では一般廃棄物処理計画に準じて最終処分量は県外搬出分も含めた教値を用いている。

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
エネルギー回収型 廃棄物処理施設	松本クリーンセンター	松本地区広域施設組合	全連続焼却式	450t/日	H11.4	R10 廃止		(浸水深2~5m) ・地下は水櫃及びピットのみとし、機械室を設置していない。 ・蒸気タービン及び発電機を2階に設置している。 ・フラットフォームを2階に設けているため、災害発生後もこみの受入等が可能である。	松本クリーンセンター解体事業と 一体事業
	松本クリーンセンター		破碎・選別	35t/5h	H11.4			(浸水深2~5m) 地下は水櫃及びピットのみとし、機械室を設置していない。	
	松本クリーンセンター		圧縮・梱包	11t/5h	H11.4			(浸水深2~5m) 地下は水櫃及びピットのみとし、機械室を設置していない。	
ストックヤード	リサイクルセンター	松本市	ストックヤード、 圧縮、梱包	1,370㎡ 2.8t/7h	H20.4			(浸水深2~5m) 浸水被害が生じた際には速やかに計量設備等が稼働できるよう、資機材リースの協力に関する協定に基づき、非常用電源を確保する。	
	埋肥化施設	松本市	埋肥化	40.5t/日	H12.2			浸水想定無し	
中継施設	松本市四ツ倉センター	松本市		13,248.56㎡	H29.10			浸水想定無し	
	埴原クリーンセンター	松本地区広域施設組合		745,000㎡	S62.4	R7.3 廃止(予定)		浸水想定無し	
	エコトピア山田	松本市	管理型最終処分場	1,800㎡	H14.4	H29.6 埋立終了		浸水想定無し	
	茶川一般廃棄物最終処分場	松本市	管理型最終処分場	5,100㎡	H11.4	R4.3 埋立終了		浸水想定無し	
	安曇一般廃棄物最終処分場	埴原市・朝日村	管理型最終処分場	42,000㎡	H16.3			浸水想定無し	埋立期間：令和15年度頃(予定)
	松本地区広域施設組合最終処分場	山形村	管理型最終処分場	3,400㎡	H9.8			浸水想定無し	埋立期間：令和15年9月(予定)
し尿処理施設	あずさセンター	松本地区広域施設組合	水処理： 前脱水+簡易曝気 (下水放流) 汚泥処理： 汚泥助燃材化 (資源化)	32kL/日	H1.4 H29.3改修			浸水想定無し	平成27年7月~平成29年3月改修工事
	埴原市衛生センター	埴原市	し道除去後、希釈し公 井下水道へ圧送	28.3kL/日	S60			浸水想定無し	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設の解体の有無及び 解体施設の名前	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化を 進めるための施設整備事業	備考
エネルギー回収型 廃棄物処理施設	新ごみ処理施設	松本地区広域施設組合	ストーク式	未定	R11.4	老朽化のため新設	有 (松本クリーンセンター)	(浸水深2~5m) 未定	—	松本クリーンセンター解体事業と 一体事業
最終処分場	最終処分場	松本市	管理型最終処分場	213,000㎡	R9.4	新設	無	浸水想定無し	—	

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号	事業主体名	規模	事業期間	総事業費(千円)							交付対象事業費(千円)							備考				
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度							
〇エネルギー回収等に関する事業																							
	1	松本地区広域施設組合	450 t/日	R7	1,200,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	960,000	全体事業: R7~R10		
〇最終処分に関する事業																							
	2	松本市	213,000 m³	R7	895,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	765,820	全体事業: R7~R8	
〇施設整備に関する計画支援事業																							
	1	松本地区広域施設組合	未定 t/日	R3	474,547	31,171	49,050	53,803	217,888	99,912	22,943	428,226	9,790	47,929	52,482	196,209	98,873	22,943	0	0	0	0	
	1	松本地区広域施設組合	未定 t/日	R3	6,512	3,256	3,256	3,256	3,256	3,256	3,256	6,512	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1	松本地区広域施設組合	未定 t/日	R5	20,108	0	0	0	20,108	20,108	20,108	20,108	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1	松本地区広域施設組合	未定 t/日	R6	104,000	0	0	0	26,000	26,000	26,000	104,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1	松本地区広域施設組合	未定 t/日	R5	68,829	0	0	0	22,943	22,943	22,943	68,829	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最終処分場整備事業																							
	2	松本市	213,000 m³	R2	257,597	31,171	2,293	24,947	148,817	50,969	0	211,276	9,790	1,172	23,226	127,158	49,930	0	0	0	0	0	
	2	松本市	213,000 m³	R2	9,790	9,790	0	0	0	0	0	9,790	9,790	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2	松本市	213,000 m³	R2	67,402	21,381	2,293	2,293	39,886	1,549	0	21,081	0	1,172	1,172	18,227	510	0	0	0	0	0	
	2	松本市	213,000 m³	R4	40,079	0	0	0	29,894	0	0	40,079	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2	松本市	213,000 m³	R4	30,885	0	0	0	28,960	0	0	30,885	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2	松本市	213,000 m³	R4	33,154	0	0	0	23,210	0	0	33,154	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2	松本市	213,000 m³	R5	76,287	0	0	0	26,867	49,420	0	76,287	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計					2,569,747	31,171	49,050	53,803	217,888	99,912	2,118,143	2,153,846	9,790	47,929	52,482	196,209	98,873	1,748,563	0	0	0		

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 長野県

(1) 事業主体名	松塩地区広域施設組合
(2) 施設名称	新ごみ処理施設
(3) 工期	令和7年度～令和10年度
(4) 施設規模	処理能力 約 t/日 (t/日 × 炉 : 未定)
(5) 形式及び処理方式	ストーカ式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> (発電効率 未定 ^注 %) ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> (熱回収効率 未定 ^注 %) ・ 無 注) 詳細設計により確定
(7) 地域計画内の役割※1	①老朽化した現有施設を建て替え、発電により効率的なエネルギー回収を行うとともに二酸化炭素排出量のより一層の削減を実施する。また、災害時においても安全かつ安定した稼働を確保する。 ②地域の防災拠点として立地する。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	KWh/ごみ t
(11) バイオガスの利用計画	

(12) 総事業計画額 ※2	1,200,000 千円 (全体 : 36,200,000 千円) うち、交付対象事業費 960,000 千円 (全体 : 28,960,000 千円)
----------------	--

※1 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や電力を地域でどう利活用するかについても記載すること。

※2 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。

施設概要（最終処分場系）

都道府県名 長野県

(1) 事業主体名	松本市
(2) 施設名称	最終処分場
(3) 工期	令和 7 年度～令和 8 年度
(4) 処分場面積、容積	総面積 120,889m ² 埋立面積 21,000m ² 埋立容量 213,000m ³
(5) 処分場開始年度 及び終了年度	埋立開始 令和 9 年度 埋立終了 令和 25 年度
(6) 跡地利用計画	検討中
(7) 地域計画内の役割	安定的なごみ処理を行うため、現在の最終処分場を廃止し、新たな施設の整備を行う。
(8) 廃焼却施設解体工事 の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

(9) 総事業計画額 ※1	895,200 千円 (全体 : 3,569,050 千円) うち、交付対象事業費 765,620 千円 (全体 : 3,030,020 千円)
---------------	---

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。

計 画 支 援 概 要

都道府県名 長野県

(1) 事業主体名	松塩地区広域施設組合		
(2) 事業目的	新ごみ処理施設建設のため		
(3) 事業名称	新ごみ処理施設建設事業に係る施設整備基本計画等業務	新ごみ処理施設建設事業に係るPFI導入可能性調査業務	新ごみ処理施設建設事業に係る測量・地質調査等業務
(4) 事業期間	令和3年度 ～令和4年度	令和3年度 ～令和4年度	令和5年度
(5) 事業概要	施設整備基本構想 (基本的方向の明確化)、施設整備基本計画の策定	民間活力導入の可能性調査	建設用地の測量・地質調査
(6) 総事業計画額 ※1	17,501 千円 うち、交付対象事業費 17,501 千円	6,512 千円 うち、交付対象業費 6,512 千円	20,108 千円 うち、交付対象事業費 20,108 千円

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。

計 画 支 援 概 要

都道府県名 長野県

(1) 事業主体名	松塩地区広域施設組合		
(2) 事業目的	新ごみ処理施設建設のため		
(3) 事業名称	新ごみ処理施設建設 事業に係る環境影響 評価業務	新ごみ処理施設建設 事業に係る発注支援 業務	千円
(4) 事業期間	令和 3 年度 ～令和 6 年度	令和 5 年度 ～令和 7 年度	
(5) 事業概要	環境影響評価配慮 書、環境影響評価方 法書、環境影響評価 書、環境影響評価書 及び環境影響評価に 係る手続き	施設基本設計、要求水 準書作成、事業者選定 に係るアドバイザー 業務	
(6) 総事業計画額 ※1	104,000 千円 うち、交付対象事業 費 104,000 千円	68,829 千円 うち、交付対象事業 費 68,829 千円	

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。

計 画 支 援 概 要

都道府県名 長野県

(1) 事業主体名	松本市		
(2) 事業目的	最終処分場整備のため		
(3) 事業名称	新処分場基本計画 業務	生活環境影響調査 業務	測量及び地質調査 業務
(4) 事業期間	令和 2 年度	令和 2 年度 ～令和 6 年度	令和 4 年度 ～令和 5 年度
(5) 事業概要	基本計画	生活環境影響調査	測量・地質調査

(6) 総事業計画額 ※1	9,790 千円 うち、交付対象事業 費 9,790 千円	67,402 千円 うち、交付対象事業 費 21,081 千円	40,079 千円 うち、交付対象事業 費 40,079 千円
------------------	-------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。

(1) 事業主体名	松本市		
(2) 事業目的	最終処分場整備のため		
(3) 事業名称	土壌汚染調査業務	新処分場基本設計 業務	新処分場詳細設計 業務
(4) 事業期間	令和 4 年度 ～令和 5 年度	令和 4 年度 ～令和 5 年度	令和 5 年度 ～令和 6 年度
(5) 事業概要	土壌汚染調査	基本設計	詳細設計

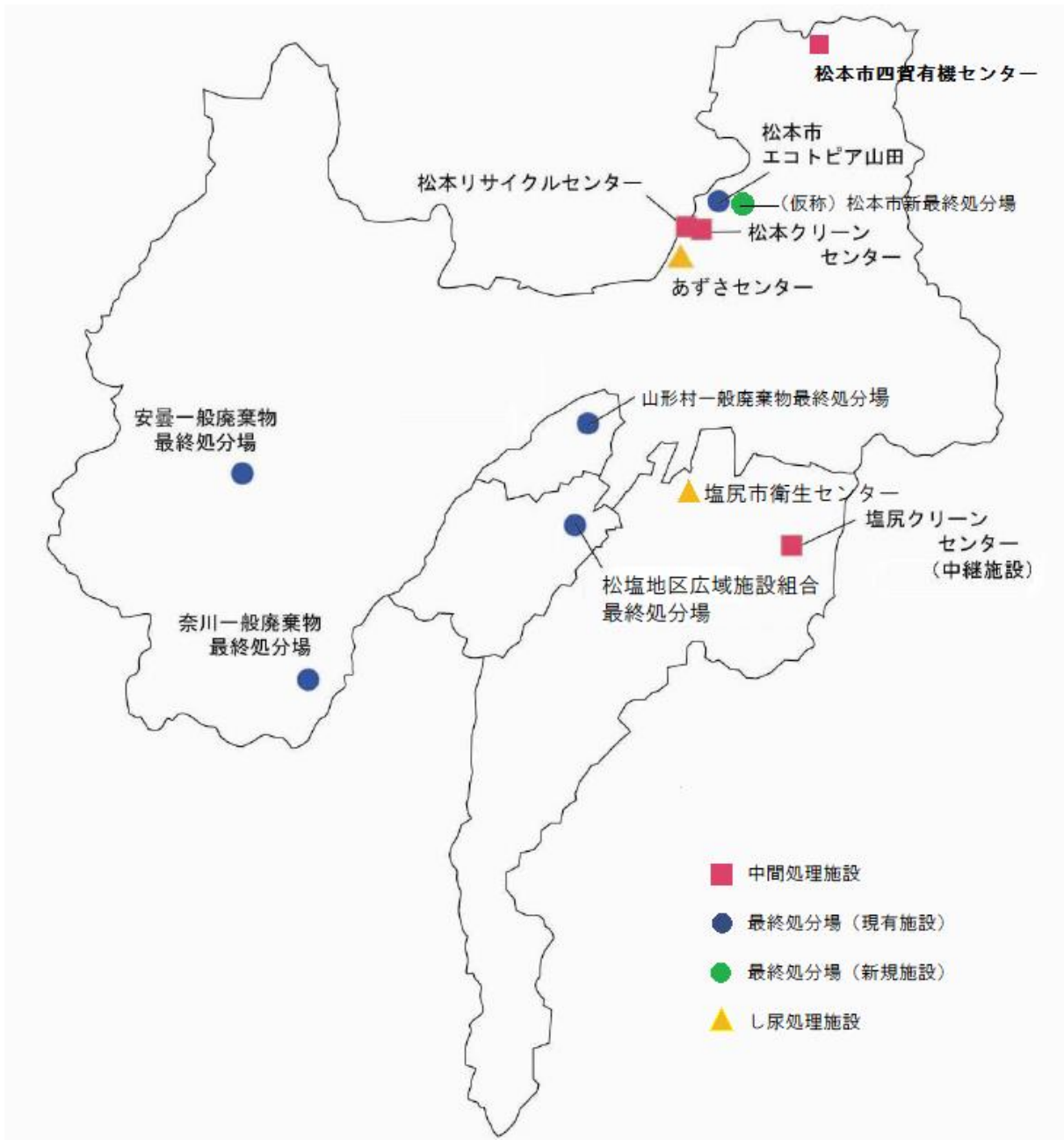
(6) 総事業計画額 ※1	30,885 千円 うち、交付対象事業 費 30,885 千円	33,154 千円 うち、交付対象事業 費 33,154 千円	76,287 千円 うち、交付対象事業 費 76,287 千円
------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。

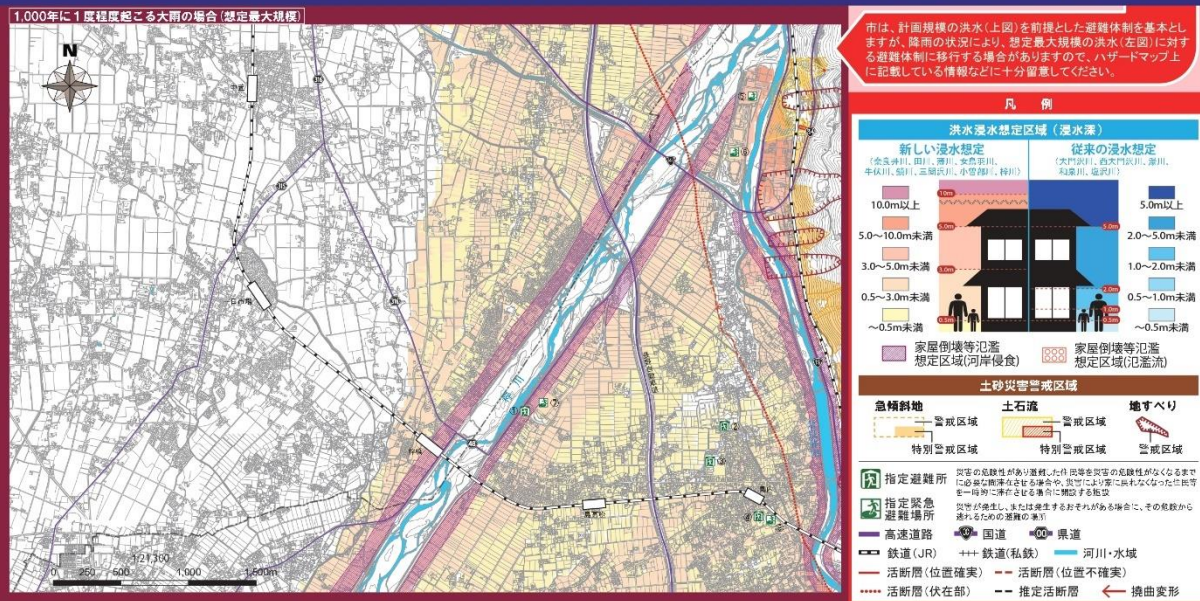
添付資料1 対象地域図



添付資料 2 地域内の施設の現況と予定（位置図）



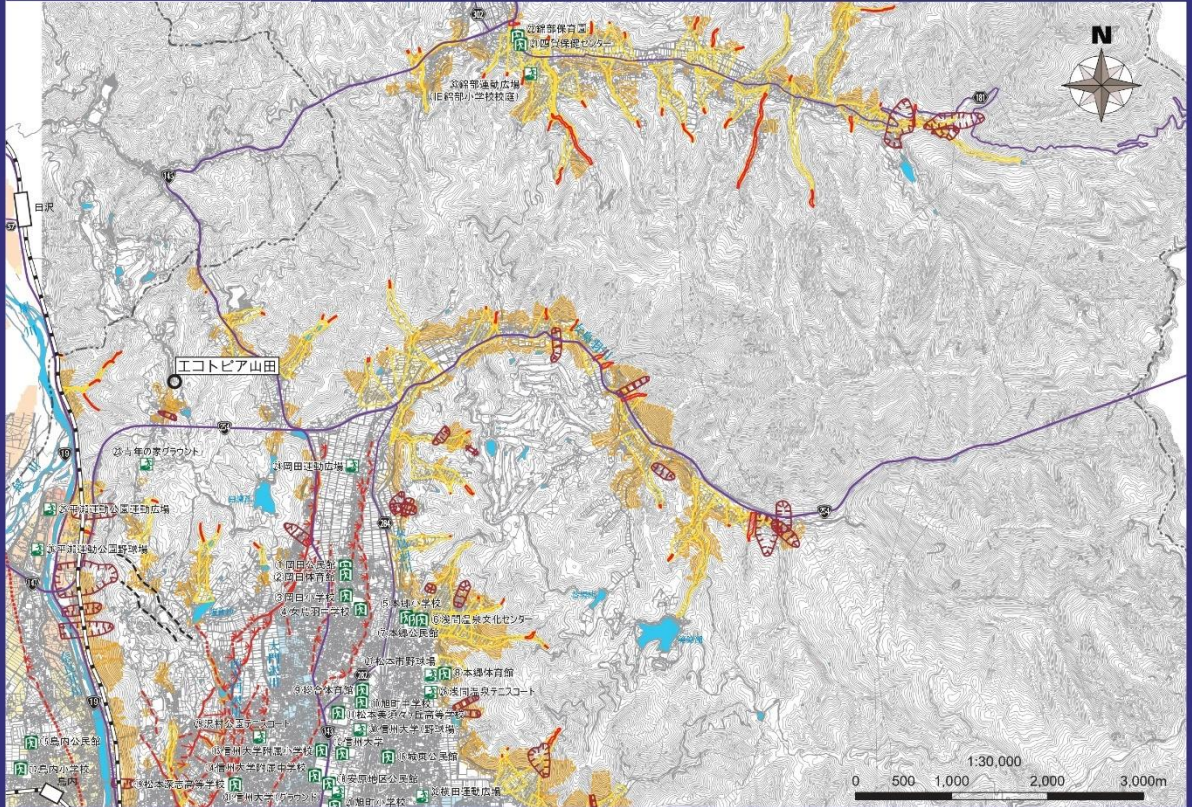
添付資料 3-1 ハザードマップ（松本市）



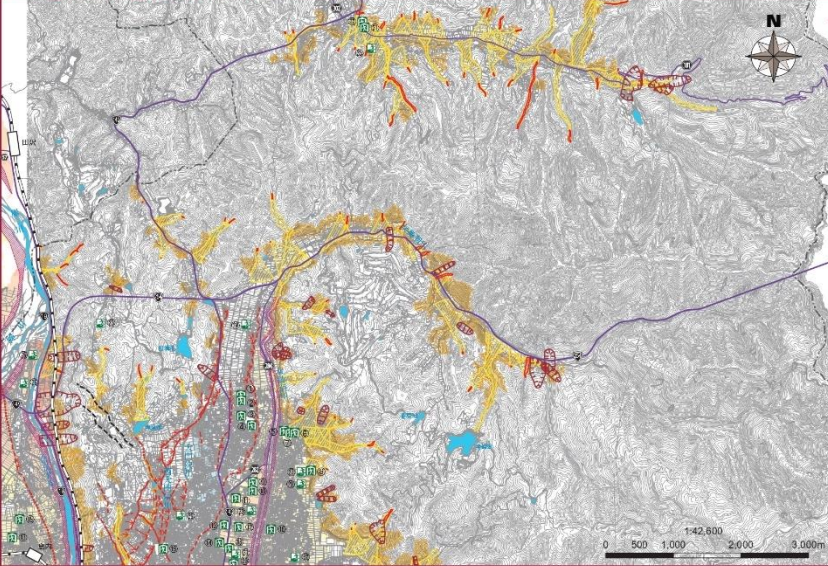
指定避難所・指定緊急避難場所一覧

○：避難可 ×：避難不可 -：状況に応じて開設 ※本市の「指定避難所」は、「指定緊急避難場所」も兼ねています。

避難所名称 (地図上の番号と一致)	所在地	対象とする災害現象の種類			避難場所名称 (地図上の番号と一致)	所在地	対象とする災害現象の種類		
		洪水(100年に1度)	洪水(1000年に1度)	土砂災害			洪水(100年に1度)	洪水(1000年に1度)	土砂災害
①島内体育館	島内1068-700	○	×	○	⑤平瀬運動公園災害対応場	島内1578-3	×	×	○
②島内公民館	島内4970-1	○	○	○	⑥平瀬運動公園野球場	島内7504-3	×	×	○
③島内小学校	島内5323	○	○	○	⑦あずさ運動場	島内1606-777	×	×	○
④音楽文化ホール（ザ・ハーモニーホール）	島内4351	○	○	○	⑧島内公園	島内4347-1	×	×	○



1,000年に1度程度起こる大雨の場合(想定最大規模)



市は、計画規模の洪水(上図)を前提とした避難体制を基本としますが、降雨の状況により、想定最大規模の洪水(左図)に対する避難体制に移行する場合がありますので、ハザードマップ上に記載している情報などに十分留意してください。

凡例

洪水浸水想定区域(浸水深)

新しい浸水想定	従来の浸水想定
<ul style="list-style-type: none"> 10.0m以上 5.0~10.0m未満 3.0~5.0m未満 0.5~3.0m未満 ~0.5m未満 	<ul style="list-style-type: none"> 5.0m以上 2.0~5.0m未満 1.0~2.0m未満 0.5~1.0m未満 ~0.5m未満

家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食) 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)

土砂災害警戒区域

急傾斜地 土石流 地すべり

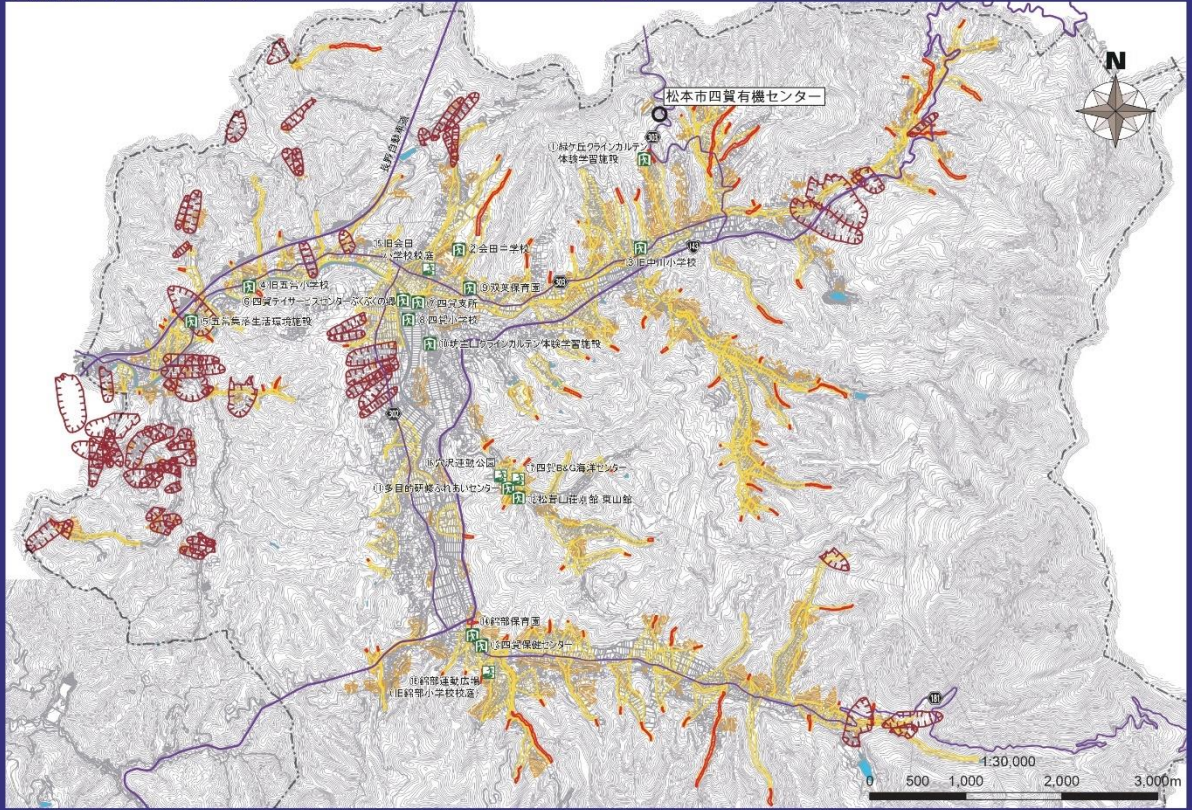
指定避難所 指定緊急避難場所

高速道路 国道 県道 鉄道(JR) 鉄道(私鉄) 河川・水域

活断層(位置確実) 活断層(位置不確実) 活断層(伏在部) 推定活断層 換曲変形

指定避難所 指定緊急避難場所一覽 ○: 避難可 ×: 避難不可 - : 状況に応じて開設 ※本市の「指定避難所」は、「指定緊急避難場所」も兼ねています。

指定避難所		対象とする異常な現象の種類		指定緊急避難場所		対象とする異常な現象の種類	
避難所名称 (地上の番号と一致)	所在地	洪水 (100年 に1度)	洪水 (1000年 に1度)	洪水 (100年 に1度)	洪水 (1000年 に1度)	洪水 (100年 に1度)	洪水 (1000年 に1度)
①岡田公民館	岡田町517-1	○	○	○	○	○	○
②岡田体育館	岡田町488-3	○	○	○	○	○	○
③岡田小学校	岡田町岡田919	○	○	○	○	○	○
④女島小学校	原1085-2	○	○	○	○	○	○
⑤本部小学校	瑞穂温泉2-9-5	○	○	○	○	○	○
⑥浅間温泉文化センター	本郷温泉2-6-1	○	○	○	○	○	○
⑦本部公民館	浅間温泉2-9-1	○	○	○	○	○	○
⑧本部体育館	浅間温泉1-40-10	○	○	○	○	○	○
⑨総合体育館	美穂町5-1	○	○	○	○	○	○
⑩瑞穂町中学校	瑞穂3-7-1	○	○	○	○	○	○
⑪私立華英大学松西高等学校	華英町2-1	○	○	○	○	○	○
⑫信州大学	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
⑬信州大学附属小学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
⑭信州大学附属中学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
⑮信州大学附属高等学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
⑯信州大学附属高等学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
⑰信州大学附属高等学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
⑱信州大学附属高等学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
⑲信州大学附属高等学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
⑳信州大学附属高等学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
㉑信州大学附属高等学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
㉒信州大学附属高等学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
㉓信州大学附属高等学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
㉔信州大学附属高等学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
㉕信州大学附属高等学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
㉖信州大学附属高等学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
㉗信州大学附属高等学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
㉘信州大学附属高等学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
㉙信州大学附属高等学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
㉚信州大学附属高等学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
㉛信州大学附属高等学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
㉜信州大学附属高等学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
㉝信州大学附属高等学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
㉞信州大学附属高等学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
㉟信州大学附属高等学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
㊱信州大学附属高等学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
㊲信州大学附属高等学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
㊳信州大学附属高等学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
㊴信州大学附属高等学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
㊵信州大学附属高等学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
㊶信州大学附属高等学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
㊷信州大学附属高等学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
㊸信州大学附属高等学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
㊹信州大学附属高等学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
㊺信州大学附属高等学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
㊻信州大学附属高等学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
㊼信州大学附属高等学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
㊽信州大学附属高等学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
㊾信州大学附属高等学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○
㊿信州大学附属高等学校	瑞穂3-1-1	○	○	○	○	○	○



指定避難所・指定緊急避難場所一覧

○：避難可 ×：避難不可 ー：状況に応じて開設
※本市の「指定避難所」は、「指定緊急避難場所」も兼ねています。

指定避難所名称 (地図上の番号と一致)	所在地	対象とする 異なる現象の種類 土砂災害	指定避難所名称 (地図上の番号と一致)	所在地	対象とする 異なる現象の種類 土砂災害
①緑ヶ丘ウイングカレッジ体験学習施設	中川1747	×	⑩松茸山別荘 東山荘	穴沢756	×
②金田中学校	金田5903	×	⑪四賀有機センター	七畷63-2	○(2階以上)
③旧中川小学校	中川1582	×	⑫緑ヶ丘有機センター	七畷63-2	×
④旧五ヶ丘小学校	五ヶ丘6301	×	⑬西久保健康センター	穴沢779	×
⑤五ヶ丘集落生活環境施設	五ヶ丘6897-1	×	⑭松茸山別荘 東山荘	穴沢756	×
⑥四賀ティーンズセンターぶくの郷	金田1058	○	⑮松茸山別荘 東山荘	穴沢756	×
⑦四賀支所	金田1001-1	○	⑯松茸山別荘 東山荘	穴沢756	×
⑧四賀小学校	金田1113	○	⑰松茸山別荘 東山荘	穴沢756	×
⑨双葉保育園	金田6946	○	⑱松茸山別荘 東山荘	穴沢756	×
⑩松茸山ウイングカレッジ体験学習施設	取田481-1	○	⑳松茸山別荘 東山荘	穴沢756	×
⑪多目的研修ふれあいセンター	穴沢68-1	×	㉑松茸山別荘 東山荘	穴沢756	×

凡例

土砂災害警戒区域

- 急傾斜地
- 警戒区域
- 特別警戒区域
- 土石流
- 警戒区域
- 特別警戒区域
- 地すべり
- 警戒区域

指定避難所
災害の危険性がより顕著な土砂災害発生時の危険性がなくなるまで、必要避難場所となる場合、災害により発生しおそれのある土砂災害発生一帯等に所在する場合に開設する施設

指定緊急避難場所
災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その危険から免れるための避難の場

● 高速道路 ● 国道 ● 県道

— 鉄道(JR) — 鉄道(私鉄) — 河川・水域

--- 活断層(位置確実) --- 活断層(位置不確実)

..... 活断層(伏在部) --- 推定活断層 ← 機曲変形

土砂災害とは

土砂災害とは、がけ崩れ・土石流・地すべりのことをいい、勾配の急な山や、がけ、深流のある地域に発生します。

<p>がけ崩れ</p> <p>雨や地震などの影響で地盤がゆるみ、突然斜面が崩れ落ちる現象(急傾斜地の崩壊)</p>	<p>土石流</p> <p>山や川を構成する土砂が大雨などにより発生する大量の水と一緒に激しく押し流される現象</p>	<p>地すべり</p> <p>地下水などの影響により、斜面を構成する土壌が斜面下方に大きくすべりだす現象</p>
--	--	---

土砂災害警戒区域とは

長野県が土砂災害防止法に基づき、土砂災害への注意が必要な区域として土砂災害警戒区域を指定しています。土砂災害警戒区域は、傾斜地の形態に着目して指定されるものです。区域に指定されることが高層土砂災害の危険性を示しているということではありません。

<p>がけ崩れ</p>	<p>土石流</p>	<p>地すべり</p>
--------------------	-------------------	--------------------

土砂災害の前兆現象

土砂災害の発生前には、前兆現象がみられることがあります。急傾斜地やがけの深流付近にお住まいの方は、前兆現象などにより危険を感じたらすぐに避難してください。その際は近隣への声かけをお願いします。安全を確保したあと、市に連絡して災害情報を提供してください。

<p>がけ崩れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小石が落ちてくる ● がけから水が湧き出る ● がけにひび割れができる 	<p>土石流</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 山鳴りがする ● 水が濁り流木が混ざる ● 雨が降り続けているのに川の水位が下がる 	<p>地すべり</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地面にひび割れができる ● 地面が陥没・隆起する ● 沢や井戸の水が濁る ● 斜面から水がらみ出す
--	---	---

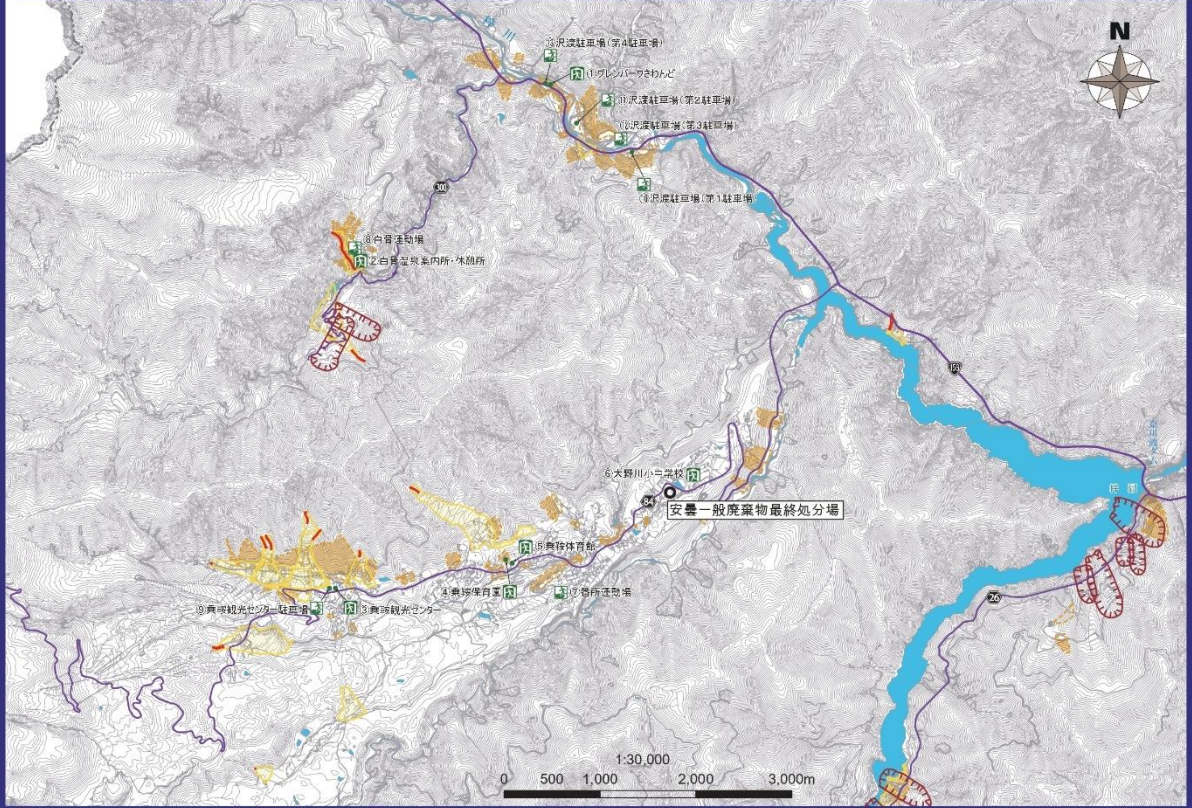
土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域
土砂災害のおそれがある区域(イエローゾーン)

土砂災害特別警戒区域
土砂災害警戒区域のうち、建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域(レッドゾーン)

宅地建物取引における措置
警戒区域では、宅地建物取引業者は、当該宅地又は建物の売買等に当たり、警戒区域内である旨について重要事項説明を行うことが義務付けられています。

- 警戒避難体制の整備
災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られる(松本市)
- 建築物の構造規制
建築物の構造が安全かどうかを建築確認がされる(松本市)
- 特定の開発行為に対する許可制
住宅用地分譲や農産物利用施設の建築のための開発行為は、基準に従ったもの限り許可される(長野県)
- 建築物の移転助告
著しい損傷が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の助告が図られる(長野県)



指定避難所・指定緊急避難場所一覧
 ○：避難可 ×：避難不可 ー：状況に応じて開設
 ※本市の「指定避難所」は、「指定緊急避難場所」も兼ねています。

指定避難所名称 (地図上の番号と一致)	所在地	対象とする 異常な現象の種類	指定避難所名称 (地図上の番号と一致)	所在地	対象とする 異常な現象の種類
①グレンパークまわんど	安曇4144-17	○	⑦事務所避難場	安曇3974-7	○
②白鳥児童養育所・体育館	安曇4107-18	×	⑧倉庫避難場	安曇4101	×
③東郷観光センター	安曇4300-5	○	⑨東郷観光センター一階車庫	安曇4300-5	×
④東郷体育館	安曇4017-7	×	⑩沢渡駐車場(第1駐車場)	安曇4157	×
⑤東郷体育館	安曇4017-4	○	⑪沢渡駐車場(第2駐車場)	安曇4162-1	×
⑥大野川小中学校	安曇3896-1	○	⑫沢渡駐車場(第3駐車場)	安曇4161-2	○
			⑬沢渡駐車場(第4駐車場)	安曇4144-18	×

凡例
土砂災害警戒区域
 急傾斜地 土石流 地すべり
 警戒区域 警戒区域 警戒区域
 特別警戒区域 特別警戒区域 警戒区域

指定避難所
 災害の危険性がより顕著した災害発生時の危険性がなくなるまで
 に避難を継続する必要がある。災害により家に居られなくなった市民等
 安一時所に滞在する場合には開設する施設

指定緊急避難場所
 災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その危険から
 逃れるための避難の場

○ 高速道路 ● 国道 ● 県道
 □ 鉄道(JR) +++ 鉄道(私鉄) 〓 河川・水域
 --- 活断層(位置確実) - - - 活断層(位置不確実)
 活断層(伏在部) - - - 推定活断層 ← 横曲変形

土砂災害とは

土砂災害とは、がけ崩れ・土石流・地すべりのことをいい、勾配の急な山や、がけ、深流のある地域に発生します。

がけ崩れ
 雨や地震などの影響で地盤がゆるみ、突然斜面が崩れ落ちる現象(急傾斜地の崩壊)

土石流
 山や川を構成する土砂が大南などにより発生する大量の水と一緒に激しく押し流される現象

地すべり
 地下水などの影響により、斜面を構成する土壌が斜面下方に大きくすべりだす現象

土砂災害警戒区域とは

長野県が土砂災害防止法に基づき、土砂災害への注意が必要な区域として土砂災害警戒区域を指定しています。土砂災害警戒区域は、傾斜地の形態に着目し一律に指定されるものです。区域に指定されることが高層土砂災害の危険性を示しているということではありません。

がけ崩れ

土石流

地すべり

■ 警戒区域 ■ 特別警戒区域

土砂災害の前兆現象

土砂災害の発生前には、前兆現象がみられることがあります。急傾斜地やがけの深流付近にお住まいの方は、前兆現象などにより危険を感じたらすぐに避難してください。その際は近隣への声かけをお願いします。安全を確保したあと、市に連絡して災害情報を提供してください。

がけ崩れ

- 小石が落ちてくる
- がけから水が湧き出る
- がけにひび割れができる

土石流

- 山鳴りがする
- 水が濁り流木が混ざる
- 雨が降り続けているのに川の水位が下がる

地すべり

- 地面にひび割れができる
- 地面が陥没・隆起する
- 沢や井戸の水が濁る
- 斜面から水がらみ出す

土砂災害警戒区域

土砂災害のおそれがある区域(イエローゾーン)

土砂災害特別警戒区域
 土砂災害警戒区域のうち、建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域(レッドゾーン)

宅地建物取引における措置
 警戒区域では、宅地建物取引業者は、当該宅地又は建物の売買等に当たり、警戒区域内である旨について重要事項説明を行うことが義務付けられています。

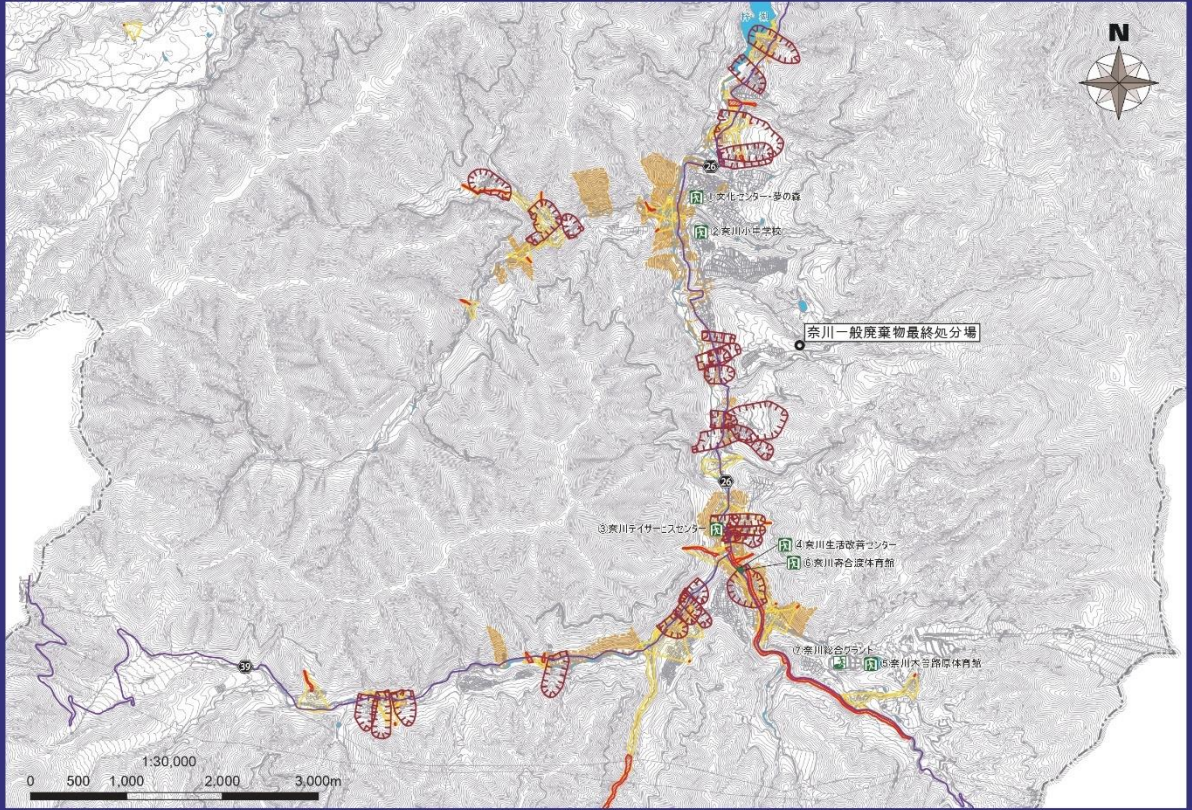
土砂災害警戒区域の整備

● **警戒避難体制の整備**
 災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られる(松本市)

● **建築物の構造規制**
 建築物の構造が安全かどうかを建築確認がされる(松本市)

● **特定の開発行為に対する許可制**
 住宅用地分譲や業配慮者利用施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可される(長野県)

● **建築物の移転助告**
 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の助告が図られる(長野県)



指定避難所・指定緊急避難場所一覧

○：避難可 ×：避難不可 -：状況に応じて開設
※本市の「指定避難所」は、「指定緊急避難場所」も兼ねています。

避難所名称 (地図上の番号と一致)	所在地	対象とする 異常な現象の種類
1 文化センター・夢の森	奈川1301	三砂災害
2 奈川小中学校	奈川1231	○
3 奈川学習センター	奈川1573	×
4 奈川生活改善センター	奈川1980	×
5 奈川水き湯源体育館	奈川1044-10	○
6 奈川善台体育館	奈川1860	×

避難場所名称 (地図上の番号と一致)	所在地	対象とする 異常な現象の種類
7 奈川総合グラウンド	奈川1044-342	○

凡例

土砂災害警戒区域

- 急傾斜地
 - 警戒区域
 - 特別警戒区域
- 土石流
 - 警戒区域
 - 特別警戒区域
- 地すべり
 - 警戒区域

指定避難所
災害の危険性がより顕著した場合は災害発生時の危険性がなくなるまで、この指定避難所を避難所とする。災害発生時に避難所となる場合は、指定避難所として指定される。

指定緊急避難場所
災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その危険から免れるための避難の場。

● 高速道路 ● 国道 ● 県道

○ 鉄道(JR) + 鉄道(私鉄) ● 河川・水域

— 活断層(位置確定) - - 活断層(位置不確定)

..... 活断層(伏在部) - - 推定活断層 ← 横曲変形

土砂災害とは

土砂災害とは、がけ崩れ・土石流・地すべりのことをいい、勾配の急な山や、がけ、深流のある地域に発生します。

がけ崩れ

雨や地震などの影響で地盤がゆるみ、突然斜面が崩れ落ちる現象（急傾斜地の崩壊）

土石流

山や川を構成する土砂が大雨などにより発生する大量の水と一緒に激しく押し流される現象

地すべり

地下水などの影響により、斜面を構成する土壌が斜面下方に大きくすべりだす現象

土砂災害警戒区域とは

長野県が土砂災害防止法に基づき、土砂災害への注意が必要な区域として土砂災害警戒区域を指定しています。土砂災害警戒区域は、傾斜地の形態に着目し一律に指定されるものです。区域に指定されることが高層土砂災害の危険性を示しているということではありません。

がけ崩れ

土石流

地すべり

土砂災害の前兆現象

土砂災害の発生前には、前兆現象がみられることがあります。急傾斜地やがけの深流付近にお住まいの方は、前兆現象などにより危険を感じたらすぐに避難してください。その際は近隣への声かけをお願いします。安全を確保したあと、市に連絡して災害情報を提供してください。

がけ崩れ

- 小石が落ちてくる
- がけから水が湧き出る
- がけにひび割れができる

土石流

- 山鳴りがする
- 水が濁り流木が混ざる
- 雨が降り続けているのに川の水位が下がる

地すべり

- 地面にひび割れができる
- 地面が陥没・隆起する
- 沢や井戸の水が濁る
- 斜面から水がらき出す

土砂災害警戒区域

土砂災害のおそれがある区域（イエローゾーン）

土砂災害特別警戒区域

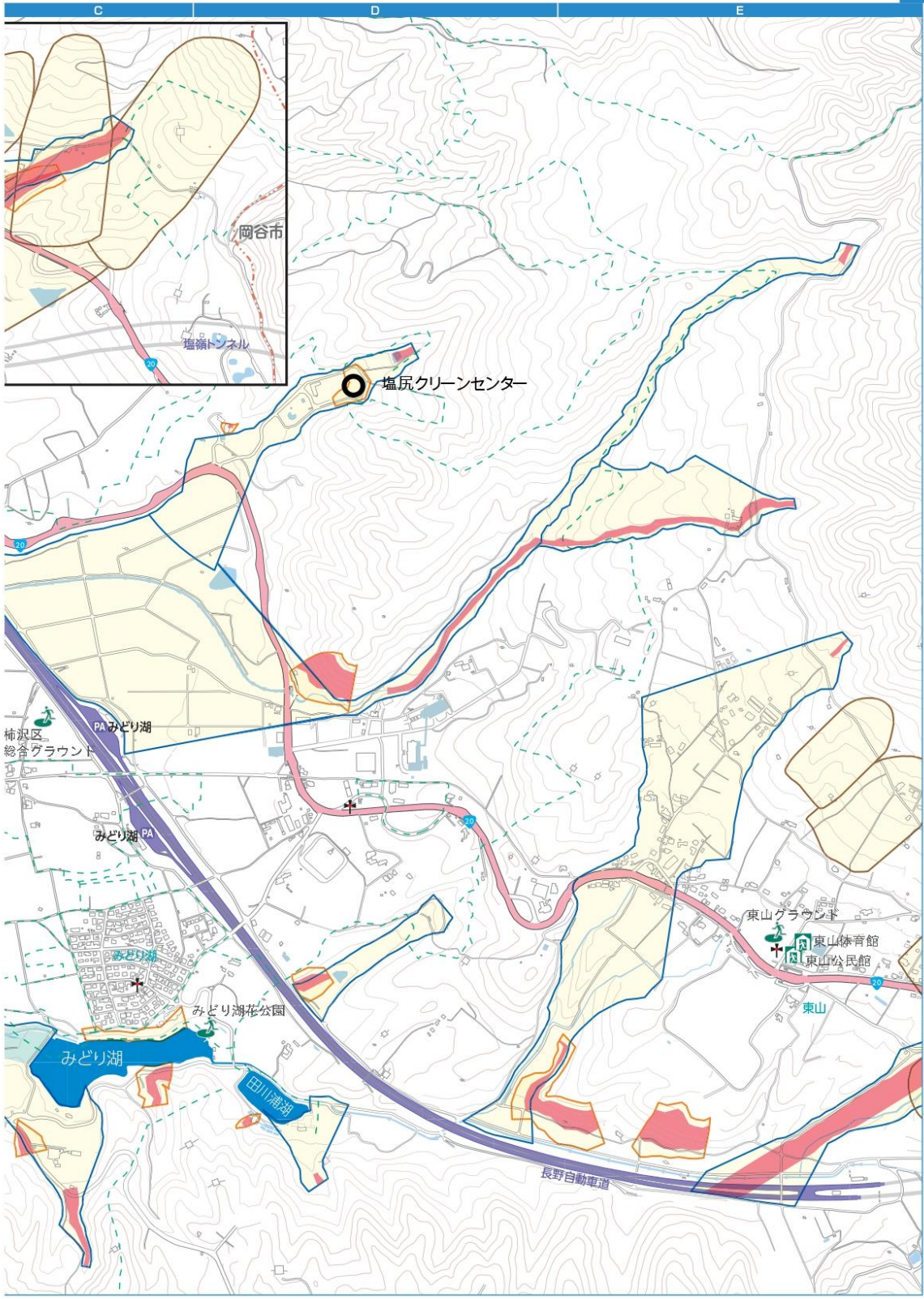
土砂災害警戒区域のうち、建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域（レッドゾーン）

宅地建物取引における措置

警戒区域では、宅地建物取引業者は、当該宅地又は建物の売買等に当たり、警戒区域内である旨について重要事項説明を行うことが義務付けられています。

- 警戒避難体制の整備
災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られる（松本市）
- 建築物の構造規制
建築物の構造が安全かどうかを建築確認がされる（松本市）
- 特定の開発行為に対する許可制
住宅用地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、基準に従ったもの限り許可される（長野県）
- 建築物の移転助告
著しい損傷が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の助告が図られる（長野県）

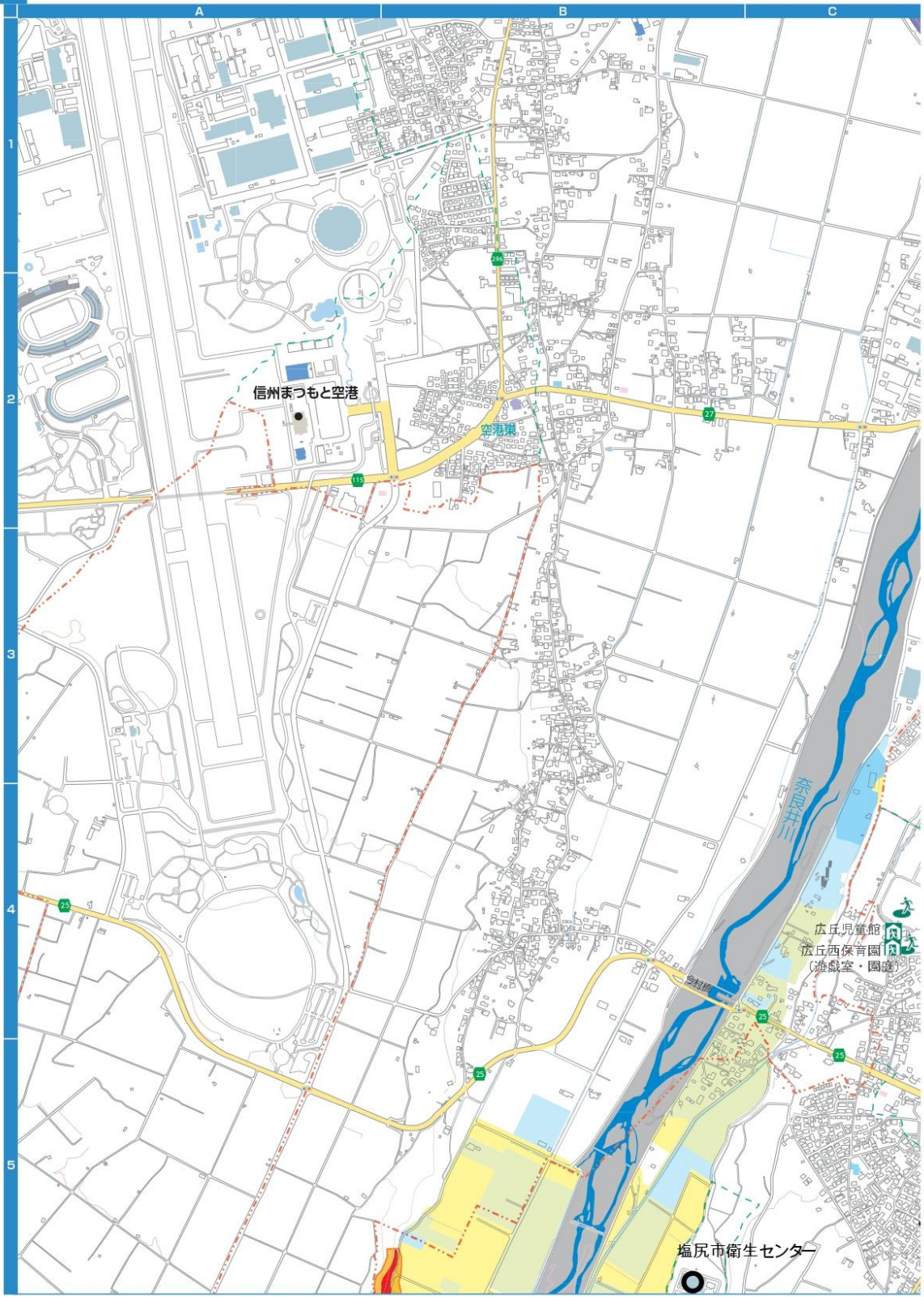
添付資料 3-2 ハザードマップ（塩尻市）



ハザードマップ（洪水・土砂災害）



ハザードマップ(洪水・土砂災害)



13 縮尺：1/12,000

- 指定避難所
- 指定緊急避難場所
- 防災無線
- 防災備蓄倉庫
- 水位観測所

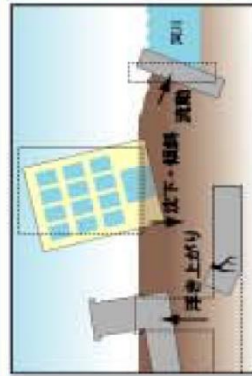
液状化危険度マップ

液状化危険度マップについて

この液状化危険度マップは、それぞれの地域の地形・地盤の特性を考慮して、掘れやすさマップに示した掘れの大きさに基づいた液状化の危険度を評価し、取りまとめたものです。

なお、このマップで表示した液状化危険度は、得られた地形・地盤情報に基づく予測であり、実際には局所的な人工造成地などで液状化が発生することもあるため、液状化の発生箇所や規模は変動することがあります。

液状化現象

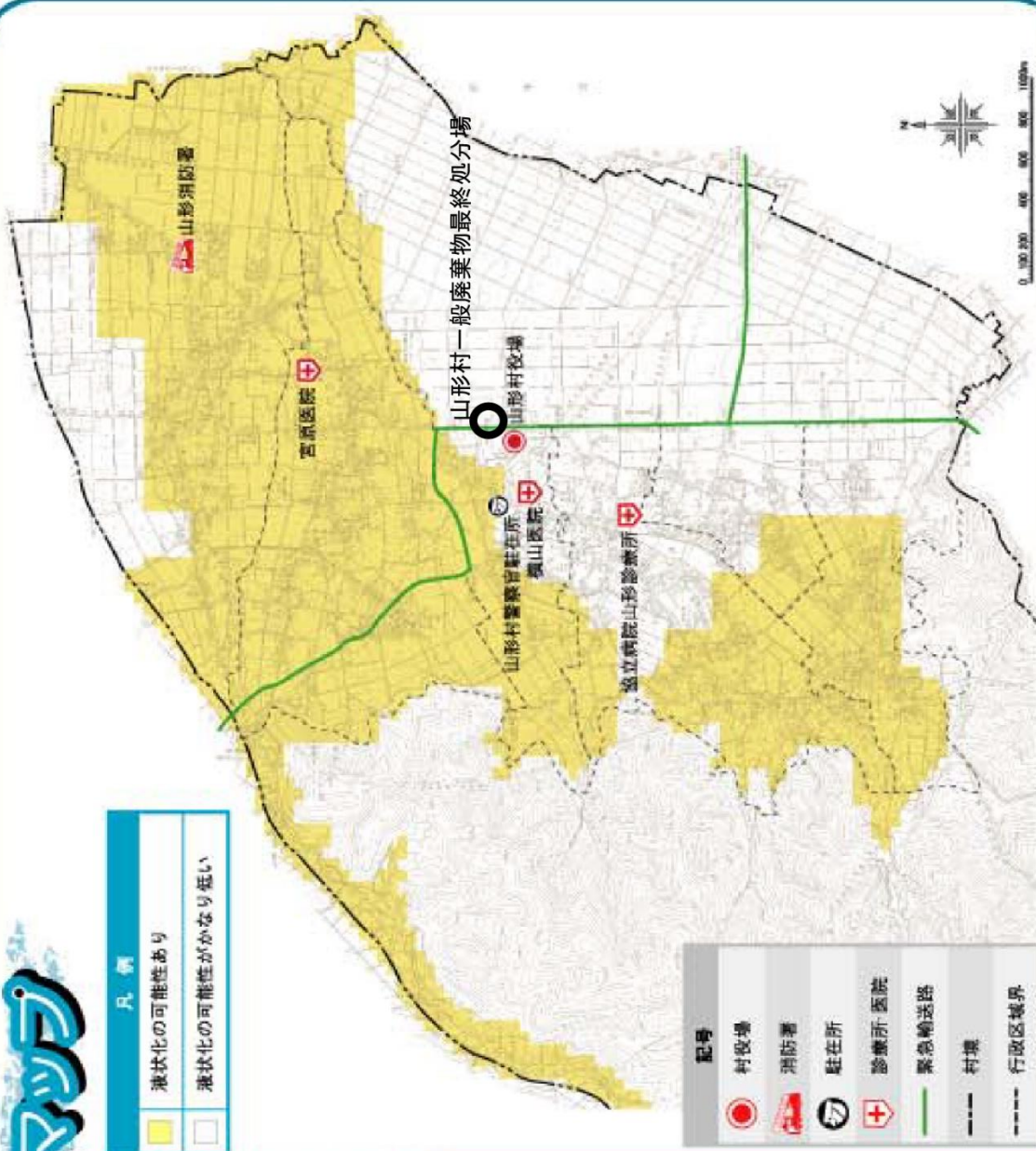


地下水位が高く、軟らかい砂からできた地盤に、地震による強い揺れが加わると、液状化現象が発生する可能性が高くなります。

地盤が液状になると、重い建物を支えることができなくなり、建物の沈下や傾斜が起きたり、地中の堅い管路やマンホール等は浮き上がりしたりします。このほか、河川の護岸近傍や弱い傾斜地において、場合によっては数メートルにわたって流動することもあります。

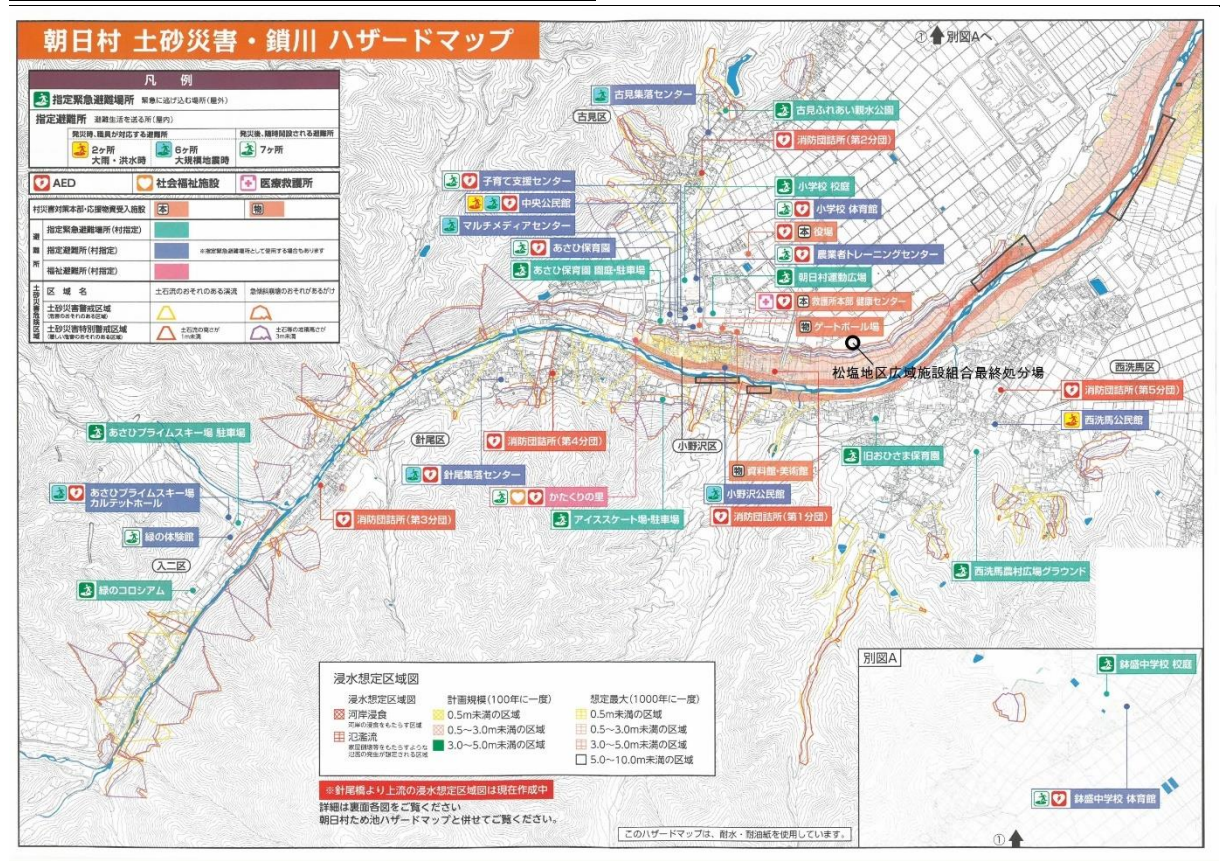
本村においては、液状化が発生する可能性の高い地域はかなり少ないと考えられますが、ライフライン（電気・水道・下水道など）や道路等も液状化による被害を受けることがあり、その場合には広い範囲に影響が及ぶことも考えられます。

凡 例	
	液状化の可能性あり
	液状化の可能性がかなり低い



記号	説明
	村役場
	消防署
	駐在所
	診療所 医院
	緊急輸送路
	村境
	行政区境界

添付資料 3-4 ハザードマップ（朝日村）

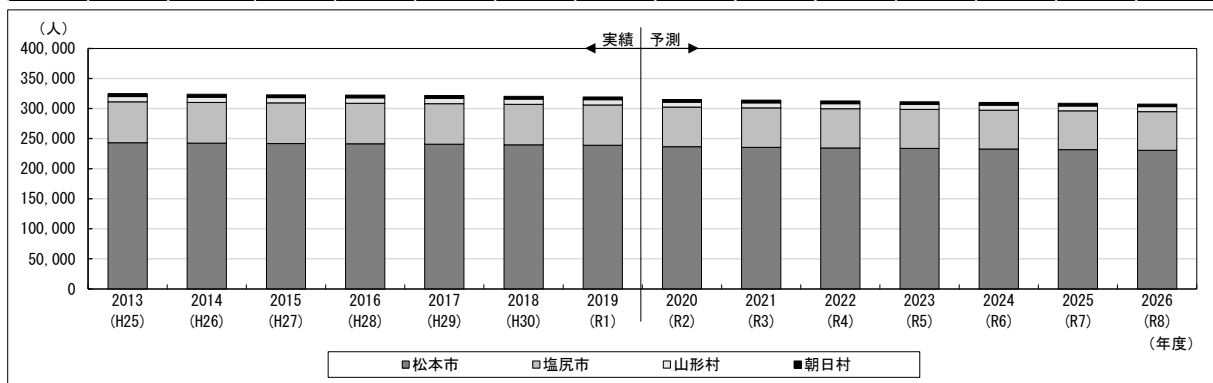


添付資料 4 目標年度までのトレンドグラフ

1. 人口、事業所数

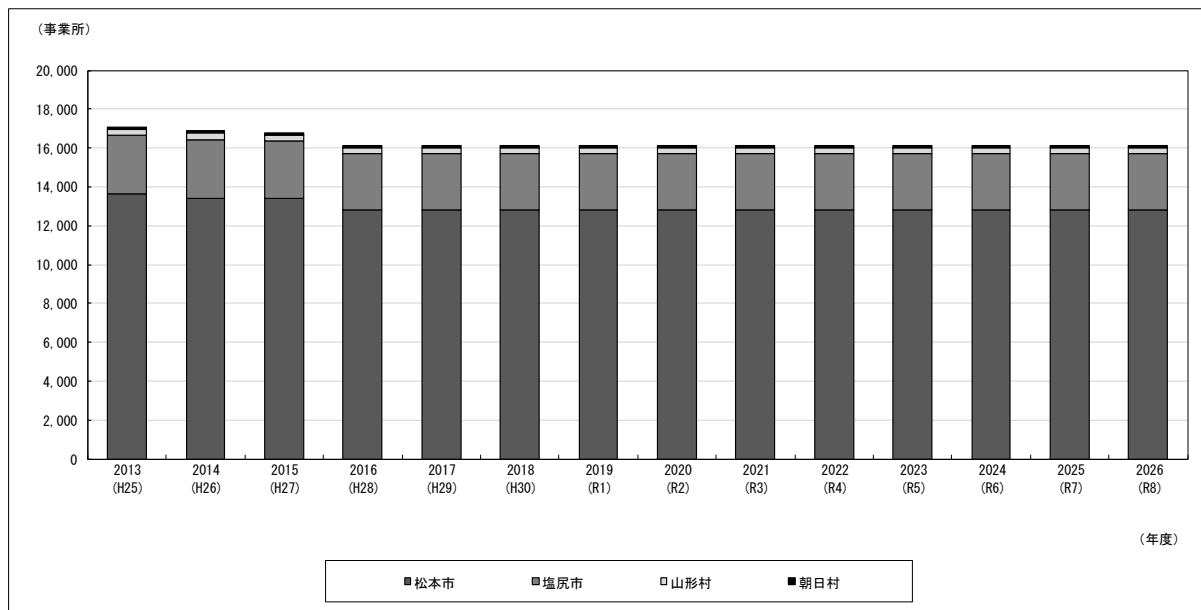
1) 人口

年度 項目	実績							予測						
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
松本市	243,250	242,436	241,890	241,410	240,628	239,695	238,835	236,579	235,605	234,631	233,658	232,685	231,712	230,739
塩尻市	67,947	67,762	67,604	67,522	67,560	67,399	67,207	65,779	65,523	65,267	65,010	64,753	64,496	64,210
山形村	8,838	8,789	8,743	8,780	8,773	8,724	8,677	8,365	8,331	8,297	8,263	8,229	8,195	8,161
朝日村	4,758	4,703	4,668	4,661	4,622	4,571	4,538	4,447	4,429	4,411	4,393	4,375	4,356	4,345
組合	324,793	323,690	322,905	322,373	321,583	320,389	319,257	315,170	313,888	312,606	311,324	310,042	308,759	307,455



2) 事業所数

年度 項目	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
松本市	13,643	13,387	13,387	12,844	12,844	12,844	12,844	12,844	12,844	12,844	12,844	12,844	12,844	12,844
塩尻市	2,996	3,061	2,957	2,852	2,852	2,852	2,852	2,852	2,852	2,852	2,852	2,852	2,852	2,852
山形村	319	322	311	299	299	299	299	299	299	299	299	299	299	299
朝日村	147	157	142	127	127	127	127	127	127	127	127	127	127	127
組合(計)	17,105	16,927	16,797	16,122	16,122	16,122	16,122	16,122	16,122	16,122	16,122	16,122	16,122	16,122



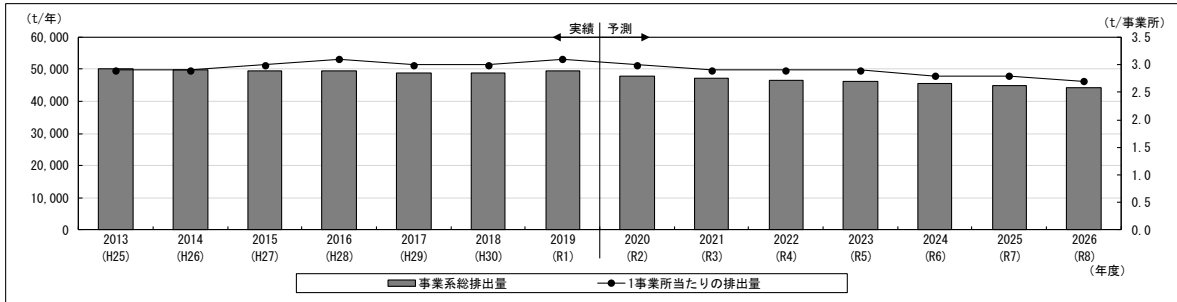
2. 排出量

1) 事業系ごみ

【排出抑制した場合の予測】

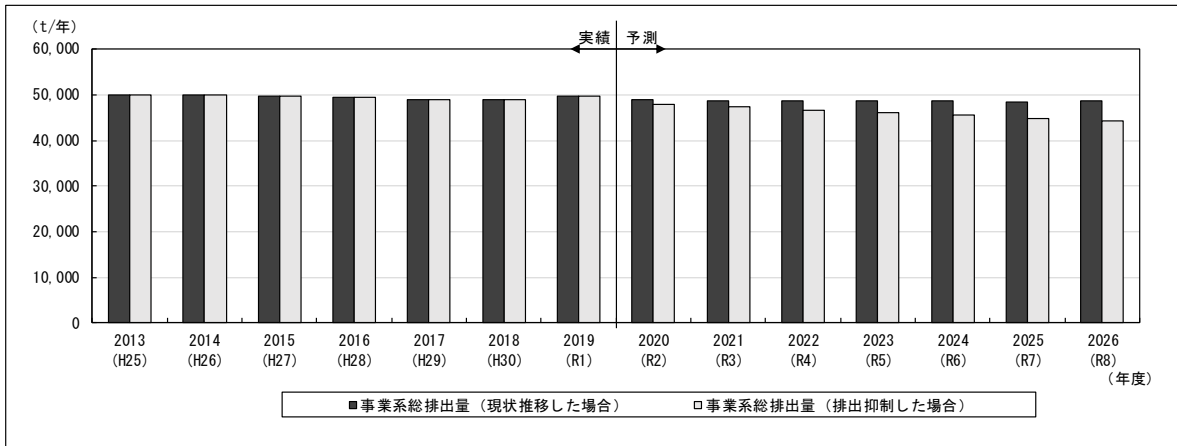
項目	年度	実績							予測							
		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	
松本市	事業系総排出量 (t/年)	41,761	41,457	41,363	41,311	40,684	40,600	41,390	39,376	38,770	38,164	37,661	36,953	36,347	35,741	
	1事業所当たりの排出量 (t/事業所)	3.1	3.1	3.1	3.2	3.2	3.2	3.2	3.1	3.0	3.0	2.9	2.9	2.8	2.8	
塩尻市	事業系総排出量 (t/年)	6,972	7,105	7,083	7,052	7,161	7,193	7,216	7,216	7,216	7,216	7,216	7,216	7,216	7,216	
	1事業所当たりの排出量 (t/事業所)	2.3	2.3	2.4	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	
山形村	事業系総排出量 (t/年)	1,023	1,037	955	928	835	820	809	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	
	1事業所当たりの排出量 (t/事業所)	3.2	3.2	3.1	3.1	2.8	2.7	2.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	
朝日村	事業系総排出量 (t/年)	253	239	267	240	209	230	239	236	234	232	230	227	225	223	
	1事業所当たりの排出量 (t/事業所)	1.7	1.5	1.9	1.9	1.6	1.8	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	
組合	事業系総排出量 (t/年)	50,009	49,838	49,668	49,531	48,889	48,843	49,654	47,923	47,315	46,707	46,202	45,491	44,883	44,275	
	1事業所当たりの排出量 (t/事業所)	2.9	2.9	3.0	3.1	3.0	3.0	3.1	3.0	2.9	2.9	2.9	2.8	2.8	2.7	

注) 小数点以下を四捨五入しているため、合計があわない場合がある。



【現状推移した場合との比較】

項目	年度	実績							予測							
		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	
事業系総排出量 (t/年)	現状	50,009	49,838	49,668	49,531	48,889	48,843	49,654	48,801	48,732	48,670	48,722	48,564	48,516	48,546	
	抑制	50,009	49,838	49,668	49,531	48,889	48,843	49,654	47,923	47,315	46,707	46,202	45,491	44,883	44,275	

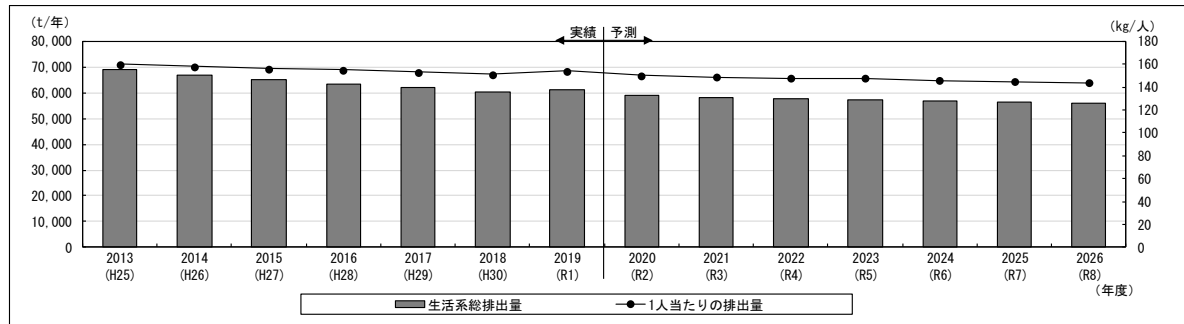


2) 生活系ごみ

【排出抑制した場合の予測】

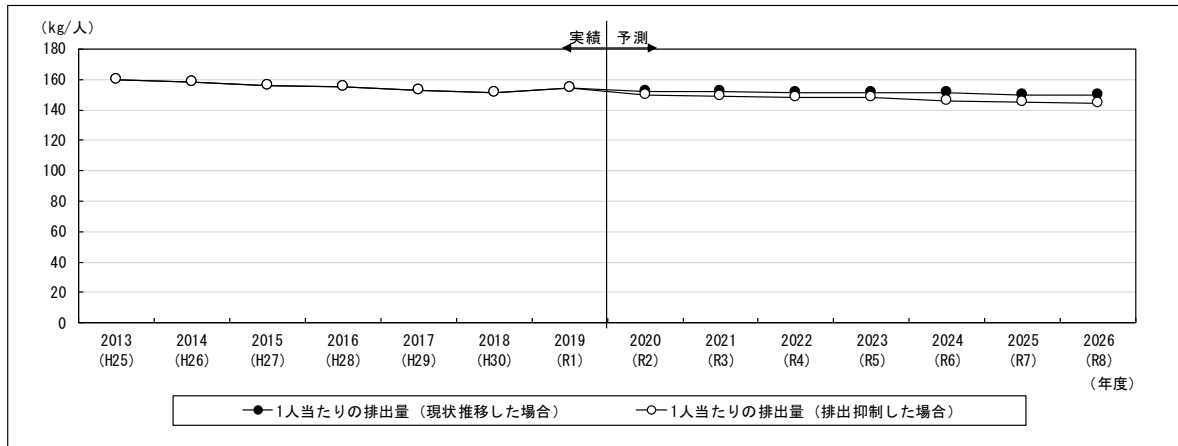
項目	年度	実績							予測							
		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	
松本市	生活系総排出量 (t/年)	52,466	51,166	49,538	48,482	47,259	45,990	46,460	44,973	44,512	44,080	43,791	43,278	42,899	42,535	
	1人当たりの排出量 (kg/人)	169	168	165	164	163	160	163	159	158	158	157	156	155	155	
塩尻市	生活系総排出量 (t/年)	13,813	13,393	13,069	12,692	12,267	12,096	12,184	11,740	11,623	11,531	11,463	11,395	11,326	11,245	
	1人当たりの排出量 (kg/人)	128	127	125	123	121	120	124	120	118	116	115	113	112	110	
山形村	生活系総排出量 (t/年)	1,706	1,641	1,582	1,595	1,587	1,604	1,674	1,434	1,407	1,395	1,386	1,371	1,361	1,350	
	1人当たりの排出量 (kg/人)	155	157	156	159	162	166	176	146	144	143	143	142	142	141	
朝日村	生活系総排出量 (t/年)	870	813	781	763	786	774	752	736	732	729	724	721	717	712	
	1人当たりの排出量 (kg/人)	121	120	111	113	118	119	115	115	115	115	115	115	114	114	
組合	生活系総排出量 (t/年)	68,855	67,013	64,970	63,532	61,899	60,464	61,070	58,883	58,274	57,735	57,364	56,765	56,303	55,843	
	1人当たりの排出量 (kg/人)	160	158	156	155	153	151	154	150	149	148	148	146	145	144	

注) 小数点以下を四捨五入しているため、合計があわない場合がある。



【現状推移した場合との比較】

項目	年度	実績							予測							
		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	
1人当たりの排出量 (kg/人)	現状	160	158	156	155	153	151	154	152	152	151	151	151	150	150	
	抑制	160	158	156	155	153	151	154	150	149	148	148	146	145	144	

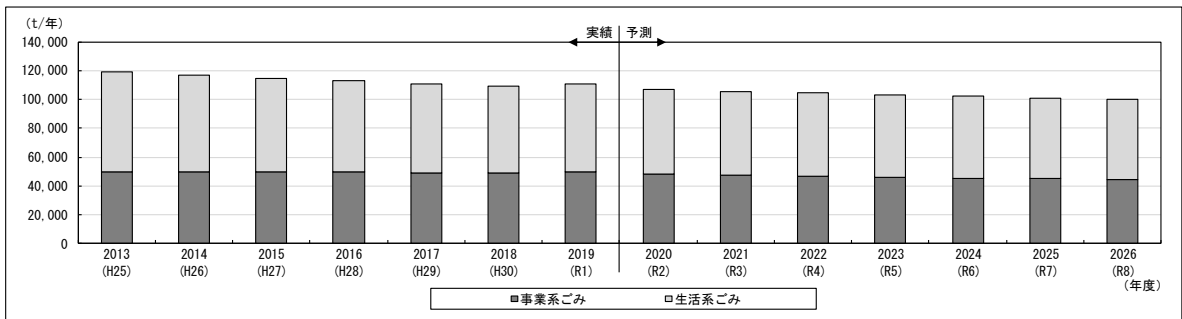


3) 事業系生活系総排出量

【排出抑制した場合の予測】

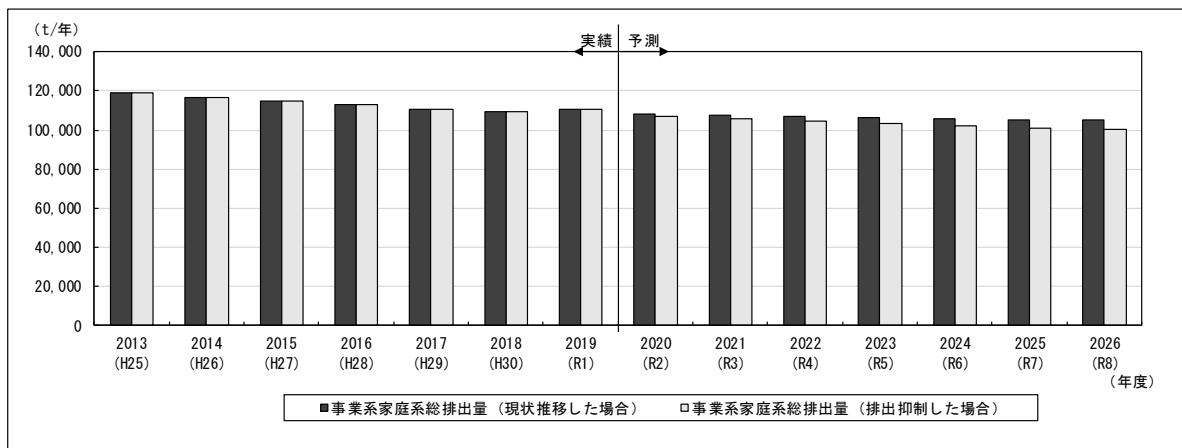
項目	年度	実績							予測						
		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
松本市	事業系ごみ (t/年)	41,761	41,457	41,363	41,311	40,684	40,600	41,390	39,376	38,770	38,164	37,661	36,953	36,347	35,741
	生活系ごみ (t/年)	52,466	51,166	49,538	48,482	47,259	45,990	46,460	44,973	44,512	44,080	43,791	43,278	42,899	42,535
	事業系家庭系総排出量 (t/年)	94,227	92,623	90,901	89,793	87,943	86,590	87,850	84,349	83,282	82,244	81,452	80,231	79,246	78,276
塩尻市	事業系ごみ (t/年)	6,972	7,105	7,083	7,052	7,161	7,193	7,216	7,216	7,216	7,216	7,216	7,216	7,216	7,216
	生活系ごみ (t/年)	13,813	13,393	13,069	12,692	12,267	12,096	12,184	11,740	11,623	11,531	11,463	11,395	11,326	11,245
	事業系家庭系総排出量 (t/年)	20,785	20,498	20,152	19,744	19,428	19,289	19,400	18,956	18,839	18,747	18,679	18,611	18,542	18,461
山形村	事業系ごみ (t/年)	1,023	1,037	955	928	835	820	809	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
	生活系ごみ (t/年)	1,706	1,641	1,582	1,595	1,587	1,604	1,674	1,434	1,407	1,395	1,386	1,371	1,361	1,350
	事業系家庭系総排出量 (t/年)	2,729	2,678	2,537	2,523	2,422	2,424	2,483	2,529	2,502	2,489	2,481	2,466	2,456	2,445
朝日村	事業系ごみ (t/年)	253	239	267	240	209	230	239	236	234	232	230	227	225	223
	生活系ごみ (t/年)	870	813	781	763	786	774	752	736	732	729	724	721	717	712
	事業系家庭系総排出量 (t/年)	1,123	1,052	1,048	1,003	995	1,004	991	972	966	961	954	948	942	935
組合	事業系ごみ (t/年)	50,009	49,838	49,668	49,531	48,889	48,843	49,654	47,923	47,315	46,707	46,202	45,491	44,883	44,275
	生活系ごみ (t/年)	68,855	67,013	64,970	63,532	61,899	60,464	61,070	58,883	58,274	57,735	57,364	56,765	56,303	55,843
	事業系家庭系総排出量 (t/年)	118,864	116,851	114,638	113,063	110,788	109,307	110,724	106,806	105,589	104,441	103,566	102,256	101,186	100,118

注) 小数点以下を四捨五入しているため、合計があわない場合がある。



【現状推移した場合との比較】

項目	年度	実績							予測						
		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
事業系生活系総排出量 (t/年)	現状	118,864	116,851	114,638	113,063	110,788	109,307	110,724	108,071	107,451	106,885	106,581	105,856	105,383	104,964
	抑制	118,864	116,851	114,638	113,063	110,788	109,307	110,724	106,806	105,589	104,441	103,566	102,256	101,186	100,118

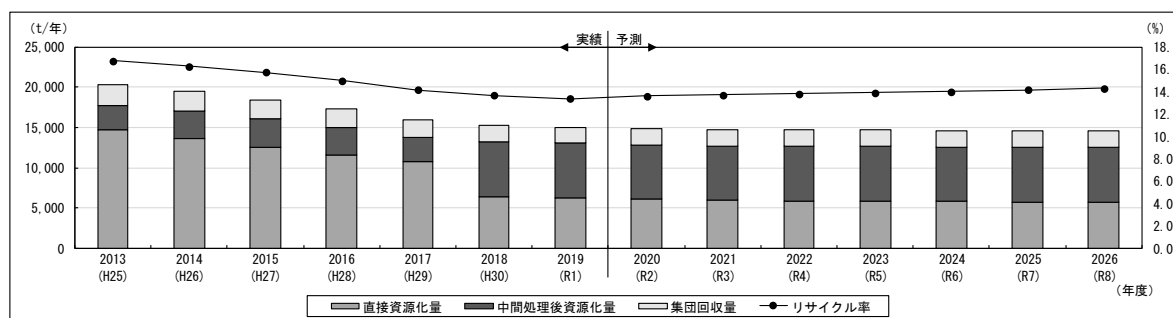


3. 総資源化量

【排出抑制した場合の予測】

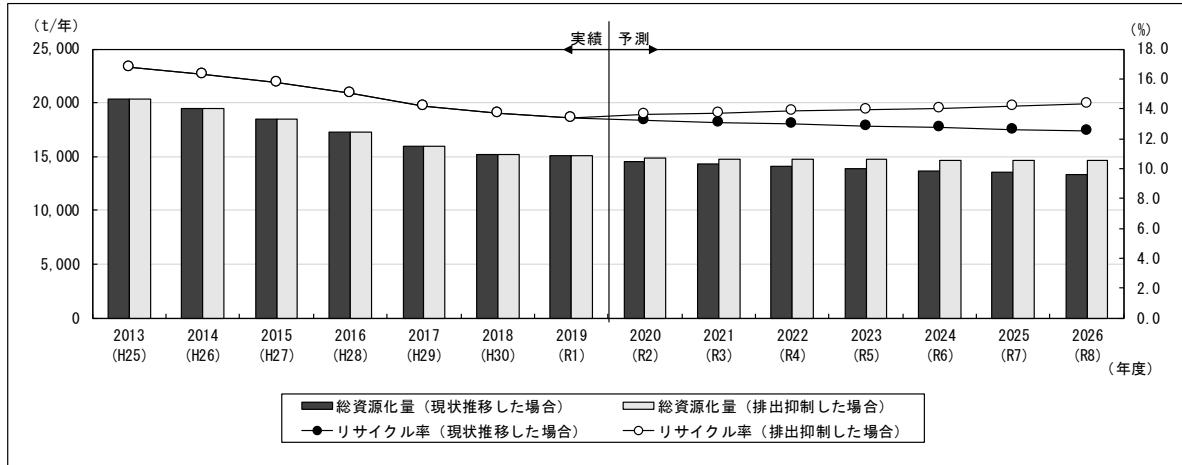
項目	年度	実績							予測							
		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	
松本市	直接資源化量 (t/年)	9,443	8,669	7,815	7,062	6,453	6,017	5,962	5,759	5,661	5,584	5,538	5,473	5,433	5,401	
	中間処理後資源化量 (t/年)	2,080	1,929	1,940	1,819	1,776	1,713	1,772	1,637	1,608	1,585	1,570	1,551	1,539	1,529	
	集団回収量 (t/年)	2,225	2,050	1,929	2,000	1,850	1,728	1,688	1,873	1,865	1,858	1,855	1,842	1,834	1,827	
	総資源化量 (t/年)	13,748	12,648	11,684	10,881	10,079	9,458	9,422	9,269	9,134	9,027	8,963	8,866	8,806	8,757	
	リサイクル率 (%)	14.3	13.4	12.6	11.9	11.2	10.7	10.5	10.8	10.7	10.7	10.8	10.8	10.9	10.9	
塩尻市	直接資源化量 (t/年)	5,025	4,712	4,513	4,283	4,040	152	81	80	81	82	84	85	86	88	
	中間処理後資源化量 (t/年)	282	956	1,150	1,152	946	4,720	4,715	4,641	4,681	4,729	4,786	4,842	4,897	4,945	
	集団回収量 (t/年)	402	357	338	324	279	244	209	202	200	198	197	196	195	193	
	総資源化量 (t/年)	5,709	6,025	6,001	5,759	5,265	5,116	5,005	4,923	4,962	5,009	5,067	5,123	5,178	5,226	
	リサイクル率 (%)	27.0	28.9	29.3	28.7	26.7	26.2	25.5	25.7	26.1	26.4	26.8	27.2	27.6	28.0	
山形村	直接資源化量 (t/年)	42	44	43	48	42	42	38	53	52	52	52	51	51	50	
	中間処理後資源化量 (t/年)	604	435	393	349	303	326	324	355	351	349	348	345	343	341	
	集団回収量 (t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	総資源化量 (t/年)	646	479	436	397	345	368	362	408	404	401	400	396	394	392	
	リサイクル率 (%)	23.7	17.9	17.2	15.7	14.2	15.2	14.6	16.1	16.1	16.1	16.1	16.1	16.0	16.0	
朝日村	直接資源化量 (t/年)	262	224	234	230	235	228	225	221	220	219	217	216	215	214	
	中間処理後資源化量 (t/年)	30	78	73	62	63	60	57	57	57	57	56	56	55	55	
	集団回収量 (t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	総資源化量 (t/年)	292	302	307	292	298	288	282	278	277	276	274	272	270	269	
	リサイクル率 (%)	26.0	28.7	29.3	29.1	30.0	28.7	28.5	28.6	28.7	28.7	28.7	28.7	28.7	28.7	
組合	直接資源化量 (t/年)	14,772	13,649	12,605	11,623	10,770	6,439	6,306	6,113	6,015	5,937	5,890	5,825	5,785	5,753	
	中間処理後資源化量 (t/年)	2,996	3,398	3,556	3,382	3,088	6,819	6,868	6,691	6,698	6,720	6,761	6,795	6,834	6,871	
	集団回収量 (t/年)	2,627	2,407	2,267	2,324	2,129	1,972	1,897	2,075	2,065	2,056	2,052	2,038	2,029	2,020	
	総資源化量 (t/年)	20,395	19,454	18,428	17,329	15,987	15,230	15,071	14,878	14,777	14,714	14,704	14,658	14,649	14,644	
	リサイクル率 (%)	16.8	16.3	15.8	15.0	14.2	13.7	13.4	13.7	13.7	13.8	13.9	14.1	14.2	14.3	

注) 小数点以下を四捨五入しているため、合計があわない場合がある。



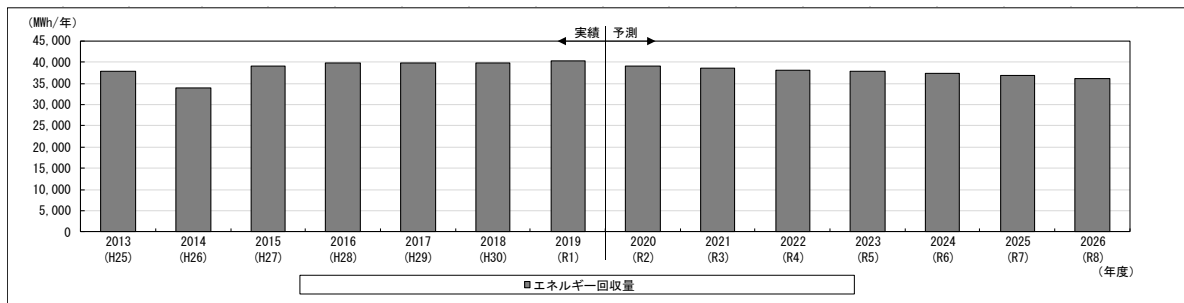
【現状推移した場合との比較】

項目	年度	実績							予測							
		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	
総資源化量 (t/年)	現状	20,395	19,454	18,428	17,329	15,987	15,230	15,071	14,548	14,307	14,091	13,909	13,701	13,528	13,352	
	抑制	20,395	19,454	18,428	17,329	15,987	15,230	15,071	14,878	14,777	14,714	14,704	14,658	14,649	14,644	
リサイクル率 (%)	現状	16.8	16.3	15.8	15.0	14.2	13.7	13.4	13.2	13.1	13.0	12.8	12.7	12.6	12.5	
	抑制	16.8	16.3	15.8	15.0	14.2	13.7	13.4	13.7	13.7	13.8	13.9	14.1	14.2	14.3	



4. エネルギー回収量

項目	年度	実績							予測						
		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
エネルギー回収量（年間の発電電力量 MWh）		37,846	33,826	39,027	39,900	39,934	39,917	40,407	38,977	38,533	38,114	37,795	37,317	36,926	36,234

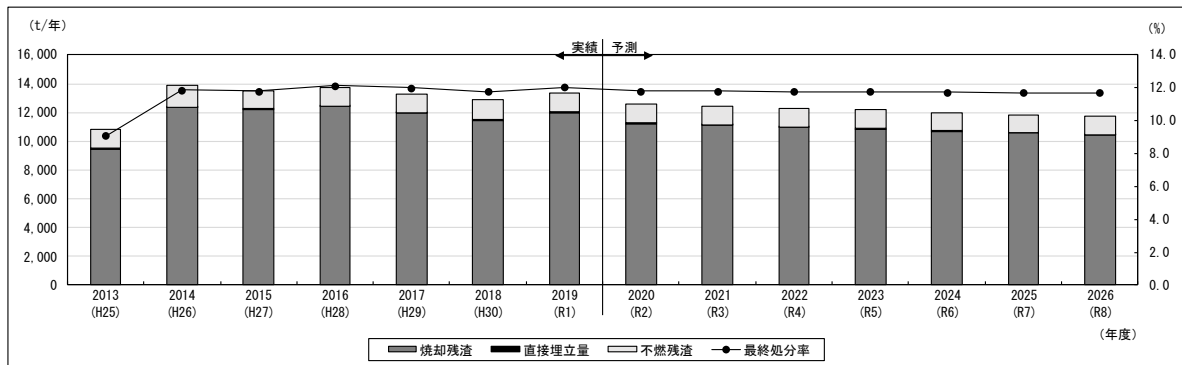


5. 最終処分量

【排出抑制した場合の予測】

項目	年度	実績							予測						
		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
松本市	直接埋立量 (t/年)	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	焼却残渣 (t/年)	7,113	11,152	10,745	10,847	10,613	10,130	10,630	9,929	9,808	9,688	9,594	9,448	9,327	9,207
	不燃残渣 (t/年)	1,326	1,319	1,258	1,259	1,145	1,202	1,136	1,158	1,140	1,123	1,110	1,090	1,074	1,060
	最終処分量 (t/年)	8,452	12,471	12,003	12,106	11,758	11,332	11,766	11,087	10,948	10,811	10,704	10,538	10,401	10,267
	最終処分率 (%)	9.0	13.5	13.2	13.5	13.4	13.1	13.4	13.1	13.2	13.2	13.1	13.1	13.1	13.1
塩尻市	直接埋立量 (t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	焼却残渣 (t/年)	2,040	1,035	1,310	1,401	1,181	1,149	1,163	1,134	1,121	1,110	1,100	1,090	1,080	1,069
	不燃残渣 (t/年)	0	170	0	0	156	194	181	175	173	172	171	170	169	168
	最終処分量 (t/年)	2,040	1,205	1,310	1,401	1,337	1,343	1,344	1,309	1,294	1,282	1,271	1,260	1,249	1,237
	最終処分率 (%)	9.8	5.9	6.5	7.1	6.9	7.0	6.9	6.9	6.9	6.9	6.8	6.8	6.8	6.7
山形村	直接埋立量 (t/年)	46	45	43	40	38	43	48	41	41	40	40	40	40	39
	焼却残渣 (t/年)	0	90	90	99	99	117	118	105	104	103	103	102	102	102
	不燃残渣 (t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最終処分量 (t/年)	46	135	133	139	137	160	166	146	145	144	143	142	142	141
	最終処分率 (%)	1.7	5.0	5.2	5.5	5.7	6.6	6.7	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8
朝日村	直接埋立量 (t/年)	15	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	焼却残渣 (t/年)	265	47	70	74	71	45	65	64	63	63	63	62	62	61
	不燃残渣 (t/年)	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最終処分量 (t/年)	280	63	85	74	71	45	65	64	63	63	63	62	62	61
	最終処分率 (%)	24.9	6.0	8.1	7.4	7.1	4.5	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6
組合	直接資源化量 (t/年)	74	45	58	40	38	43	48	41	41	40	40	40	40	39
	中間処理後資源化量 (t/年)	9,418	12,324	12,215	12,421	11,964	11,441	11,976	11,231	11,096	10,964	10,859	10,702	10,570	10,439
	集団回収量 (t/年)	1,326	1,505	1,258	1,259	1,301	1,396	1,317	1,333	1,313	1,295	1,281	1,260	1,243	1,228
	総資源化量 (t/年)	10,818	13,874	13,531	13,720	13,303	12,880	13,341	12,606	12,450	12,300	12,181	12,002	11,853	11,706
	リサイクル率 (%)	9.1	11.9	11.8	12.1	12.0	11.8	12.1	11.8	11.8	11.8	11.8	11.7	11.7	11.7

注) 小数点以下を四捨五入しているため、合計があわない場合がある。



【現状推移した場合との比較】

項目	年度	実績							予測						
		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
最終処分量 (t/年)	現状	10,818	13,874	13,531	13,720	13,303	12,880	13,341	12,821	12,763	12,710	12,687	12,609	12,560	12,514
	抑制	10,818	13,874	13,531	13,720	13,303	12,880	13,341	12,606	12,450	12,300	12,181	12,002	11,853	11,706
最終処分率 (%)	現状	9.1	11.9	11.8	12.1	12.0	11.8	12.1	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9
	抑制	9.1	11.9	11.8	12.1	12.0	11.8	12.1	11.8	11.8	11.8	11.8	11.7	11.7	11.7

